

(案)

下松市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画
【令和4年度～令和13年度】

令和4年3月

下 松 市

目 次

第1章	計画の基本的事項	1
第1節	計画策定の背景	1
第2節	計画期間	1
第3節	対象となる廃棄物	2
第4節	計画の位置づけ	3
第2章	下松市の概況	4
第1節	自然環境	4
第2節	社会環境	6
第3節	生活環境	8
第4節	都市環境	8
第3章	ごみ処理の現状と課題	9
第1節	ごみ処理体系	9
1	家庭ごみの分別区分と排出方法	9
2	家庭ごみ収集区域と収集日	10
3	処理フロー	11
4	ごみ処理施設等の概要	12
第2節	ごみ処理実績	15
1	総排出量及びリサイクル率（令和元年度）	15
2	総排出量の推移	16
3	1人1日あたりの排出量の推移	17
4	リサイクル率の推移	18
5	最終処分量（埋立処分量）の推移	19
6	処理経費	19
7	ごみの性状	20
第3節	現行計画の進捗状況と課題	22
1	現行計画の進捗状況	22
2	現行計画の評価と課題	23
第4章	ごみ処理基本計画	24
第1節	基本目標と基本方針	24
第2節	数値目標	25
1	将来人口の想定	25

2	総排出量及びリサイクル率目標	26
第3節	ごみ処理体系	27
第4節	目標実現のための施策	27
1	ごみ問題への取組体制の強化	29
2	ごみ収集の一層の改善	29
3	減量化・資源化の意識啓発	30
4	ごみ焼却施設の効率的な運営管理	32
5	最終処分場の整備と適正な運用	32
6	その他のごみ処理に関する対策	32
第5節	計画の進行管理	33

参考資料

1	関係法令等	35
2	下松市廃棄物減量等推進審議会委員名簿	38
3	ごみ処理基本計画策定・見直しの経緯	39
4	諮問書	40
5	答申書	41
6	市指定ごみ袋	42
7	処理実績（排出量・リサイクル率・最終処分量・処理経費）	43
8	廃棄物行政の歴史	47

第 1 章 計画の基本的事項

第 1 節 計画策定の背景

環境問題が年々深刻さを増す中、持続可能な社会の実現に向けて、廃棄物の発生・排出抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）などによって、廃棄物を循環的に利用する取組が求められています。

下松市では、平成 19 年 10 月から家庭ごみを 12 区分に分別して収集し、市民の皆さんのご協力のもと、ごみの減量化・資源化、リサイクル率の向上に取り組んでまいりました。また、平成 30 年 4 月から、家庭ごみの全収集コースについて、収集運搬を民間業者に委託し、収集体制の効率化を図っているところです。

平成 29 年 3 月に見直しを行った現行の下松市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（以下「現行計画」という。）は、令和 3 年度で目標年度を迎えます。循環型社会の形成を推進するため、資源の消費を抑制し、環境への負荷をできるかぎり低減した取組を一層進めていくことが重要となります。

今後も、市・市民・事業者が、それぞれの役割で相互に協働、連携し、さらなる廃棄物の減量化及び資源化を進めていくための基本的かつ長期的な指針として、新たに下松市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（以下「ごみ処理基本計画」という。）を策定します。

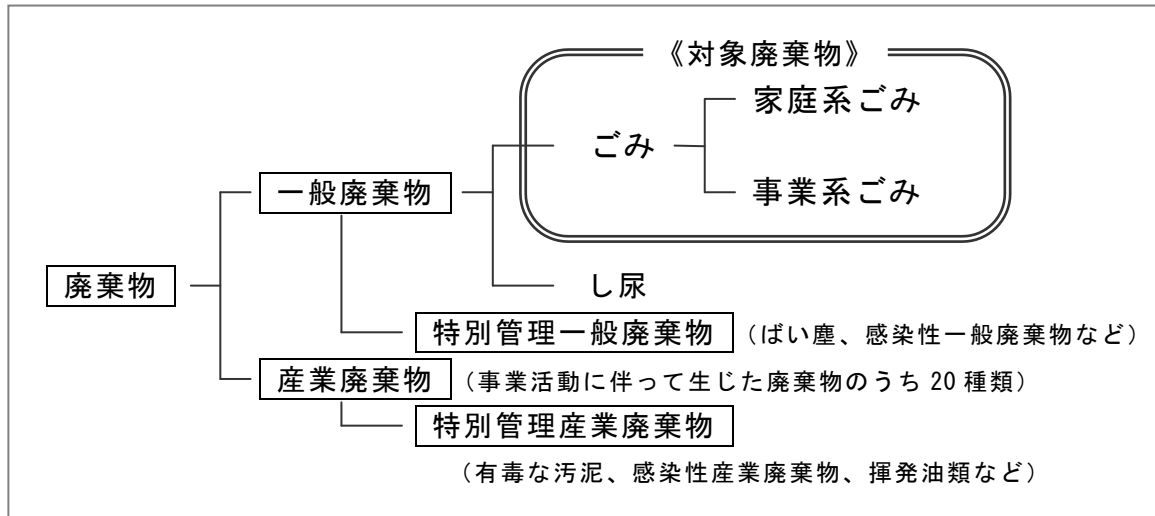
第 2 節 計画期間

令和 4 年度を初年度とする令和 13 年度までの 10 カ年を計画期間とします。

計画期間が 5 年を経過する令和 9 年度、又は社会・経済情勢などに大きな変動があった場合には、計画の進捗状況を評価した上で見直しを行います。

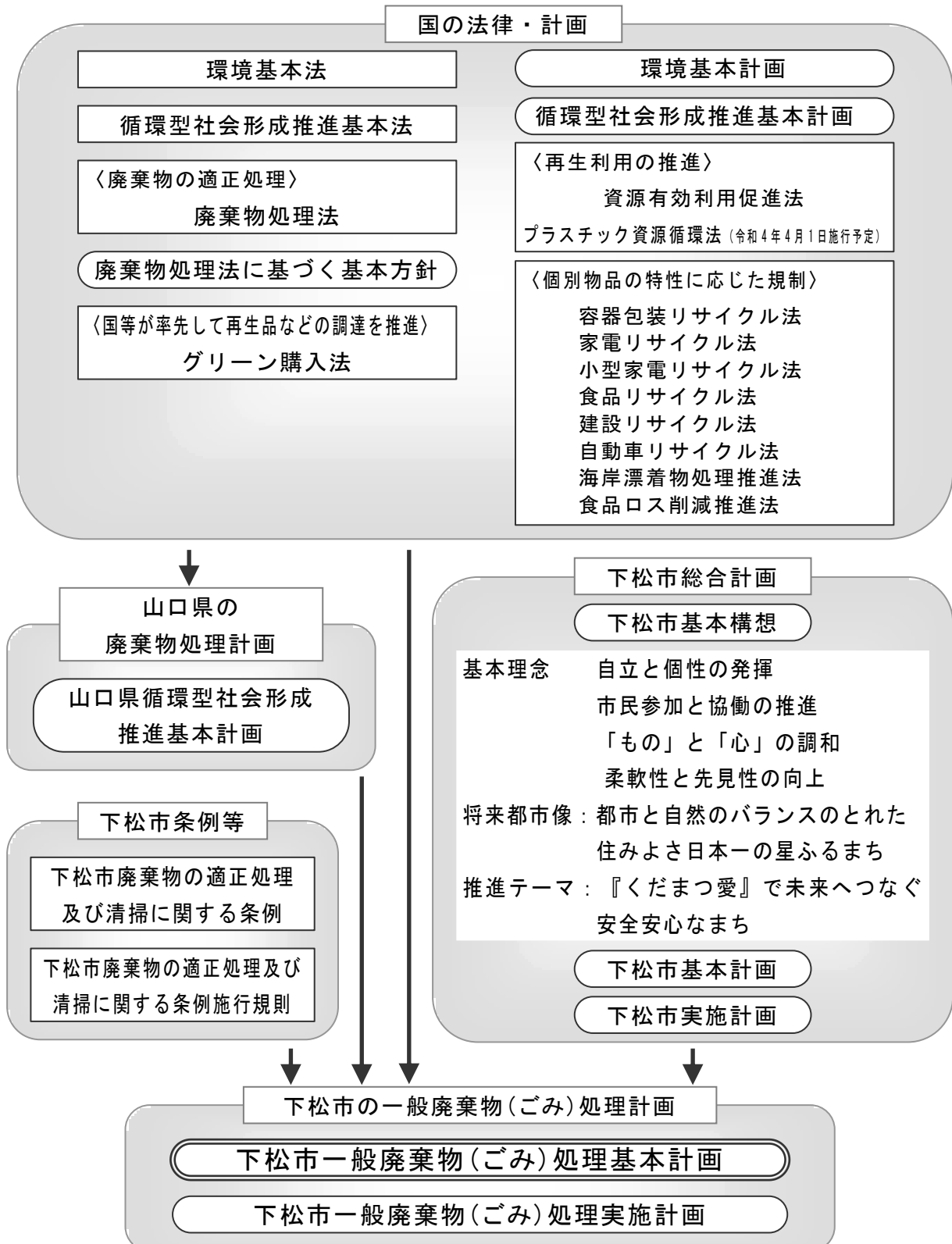
第3節 対象となる廃棄物

ごみ処理基本計画では、市内で発生する一般廃棄物のうち、し尿を除くものを対象とします。



第4節 計画の位置づけ

ごみ処理基本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第6条の規定により策定が義務づけられており、本市の長期的なまちづくりの指針である下松市基本構想に即して、国や山口県の計画等を踏まえ、市内の一般廃棄物の減量化・資源化のための施策と適正な処理について、基本的な方針を定めるものです。



第2章 下松市の概況

第1節 自然環境

1 位置・地勢

本市は、山口県の南東に位置し、瀬戸内海に面しています。県庁所在地の山口市から東南東へ約40kmの位置にあり、東は光市と周南市、北と西は周南市に境を接しています。南には笠戸島を擁し、周防灘に臨んでいます。

面積は89.36㎡で、地形は、低地が全体面積の約15%（13㎡）を占め、山地・丘陵が約85%（76㎡）を占めています。

市の中心街地は、平野部のほぼ中央から東南に開け、海岸線の南東一帯は工業地帯を形成しています。笠戸湾は、東を笠戸島（面積11.77㎡）、西を周南市大島半島に囲まれ、波静かな天然の良港をなしています。



2 気候

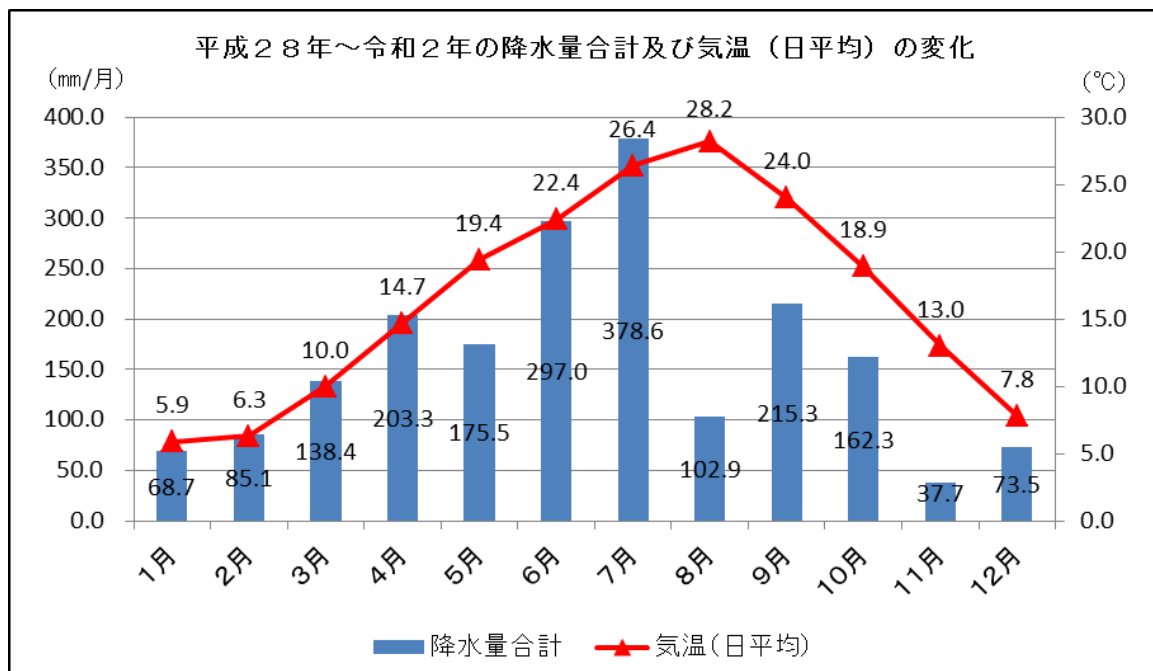
平成28年から令和2年までの気候の状況（月平均）、降水量合計及び気温（日平均）の変化は次のとおりです。

本市は、1年を通して温暖な気候となっています。

気候の状況（平成28年～令和2年の平均）

月	降水量（mm）		気温（℃）			風速 （m/s）	日照時間 （h）
	合計	日最大	平均				
			日平均	日最高	日最低	平均風速	
1月	68.7	26.3	5.9	10.6	1.7	2.0	135.1
2月	85.1	42.2	6.3	11.4	1.7	2.1	143.8
3月	138.4	54.7	10.0	15.4	5.0	2.0	189.3
4月	203.3	72.9	14.7	20.2	9.6	2.1	210.4
5月	175.5	49.3	19.4	24.5	14.7	1.8	222.9
6月	297.0	80.1	22.4	26.8	18.8	1.6	168.6
7月	378.6	116.2	26.4	30.5	23.5	1.6	175.6
8月	102.9	38.5	28.2	33.0	24.7	1.7	244.8
9月	215.3	58.0	24.0	28.4	20.6	1.6	140.0
10月	162.3	54.5	18.9	23.7	14.9	1.6	162.5
11月	37.7	13.9	13.0	18.4	8.3	1.6	172.1
12月	73.5	22.5	7.8	12.5	3.4	1.9	131.2

出典：気象庁ホームページ



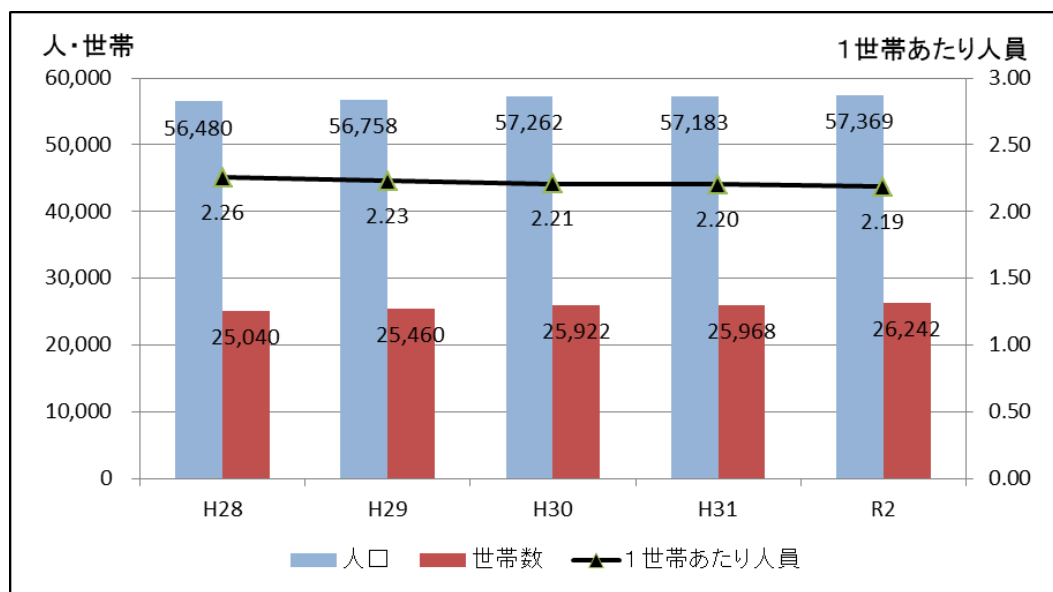
出典：気象庁ホームページ

第2節 社会環境

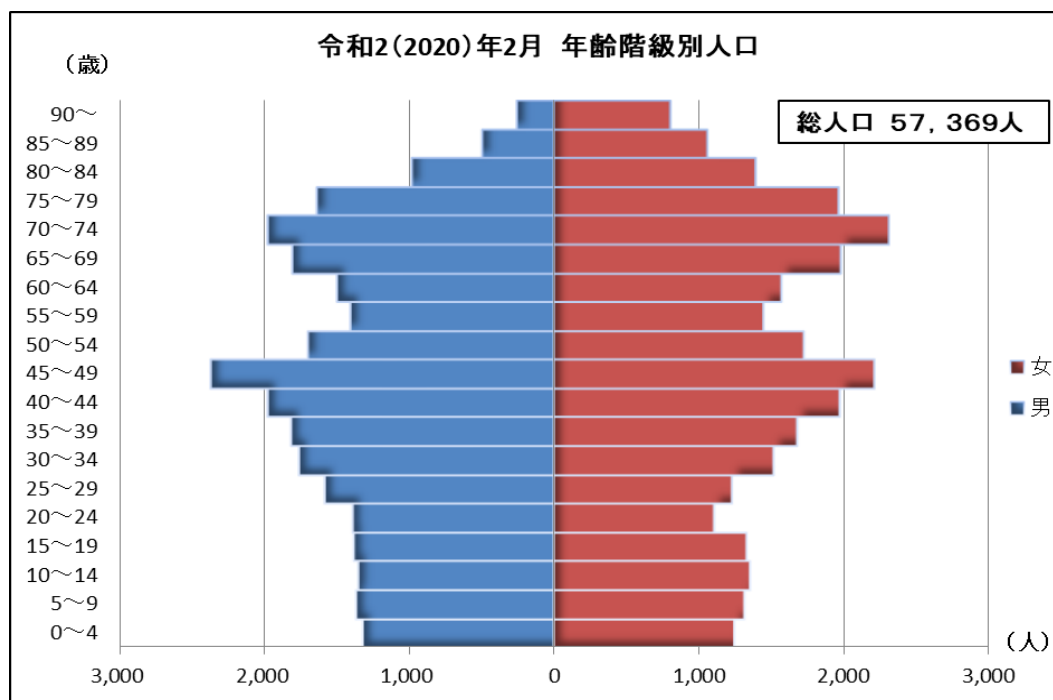
1 人口・世帯数

過去5年の間に、本市の人口は、山口県内の大半の市町が人口減少傾向にある中、増加傾向にあり、令和2年2月末日時点で57,369人、世帯数は26,242世帯となっています。世帯数は年々増加しているものの、1世帯あたり人員は年々減少し、核家族化が進んでいます。

令和2年2月末の年齢階級別では、45～49歳が最も多いものの、老年人口（65歳以上）は16,689人で全人口の約30%を占めており、少子高齢化が着実に進んでいます。



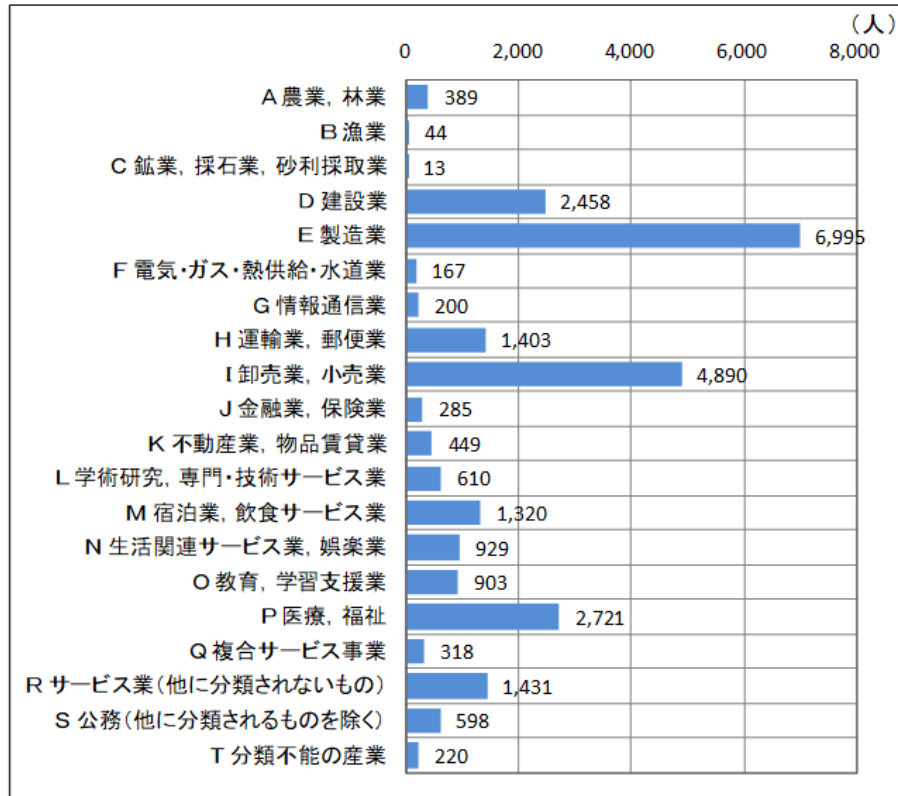
出典:住民基本台帳 各年2月末



出典:下松市人口ビジョン（住民基本台帳 令和2年2月末より）

2 産業

下松市の産業構造を産業分類別の就業人口割合（従業地）で見ると、製造業が約 27%と最も多く、卸売業・小売業がこれに次ぎ、この2産業で約 44%を占めています。特に製造業の割合は、全国や山口県と比較しても大きく、工業都市的な性格を有しています。



出典：平成 27 年国勢調査



第3節 生活環境

本市の上下水道普及率は、次表のとおりです。

上水道普及率

	行政区域内人口	給水人口	普及率
下松市	57,241人	56,042人	97.9%（山口県93.7%）

出典：令和元年度下松市上下水道事業年報・令和元年度版山口県の水道の現況

下水道普及率

	行政区域内人口	処理区域内人口	普及率
下松市	57,241人	50,553人	88.3%（山口県66.8%）

出典：令和元年度下松市上下水道事業年報・山口県都市計画課ホームページ

第4節 都市環境

本市の民有地の地目別面積は次表のとおりです。

山林が最も多く、次いで宅地に多く利用されています。

土地利用状況

	総数	田	畑	宅地	池沼	山林	原野	その他
面積 (㎡)	478,406	40,606	15,578	106,315	802	249,510	36,245	29,350

出典：統計くだまつ（平成31年1月1日現在）

国及び地方公共団体の所有地、公有地等の非課税地は含まれていない。

その他は、牧場及び雑種地の合計数値。



第3章 ごみ処理の現状と課題

第1節 ごみ処理体系

家庭ごみについては、「可燃系資源」「可燃系ごみ」「不燃系資源」「不燃系ごみ」の4大別に分類し、12区分の分別で収集を行っています。

収集方法は、市全域を東地区・西地区に分け、異なる収集日にステーション方式で収集しています。また、収集した家庭ごみのうち、可燃系資源は資源回収業者へ直接売却し、可燃系ごみは周南地区衛生施設組合「恋路クリーンセンター」で、不燃系資源及び不燃系ごみは周南東部環境施設組合「リサイクルセンター えこぱーく」及び「後畑不燃物埋立処理場」で処分を行っています。

事業活動に伴って排出されるごみと家庭からの一時多量ごみは、市では収集を行わず、自らが適正に処理するか、市許可の処理業者へ依頼し処理することとしています。

1 家庭ごみ分別区分と排出方法

大別		分別区分	ごみの種類	排出方法[市指定ごみ袋]
可燃系	資源	可燃系資源	新聞紙、雑誌類・雑がみ、ダンボール、衣類	ひもで結束し種類別に排出
	ごみ	燃やす袋ごみ	生ごみ、少量の落葉や草、紙くず、皮革製品など	[燃やすごみ袋(白色)]
		大型可燃ごみ	ふとん、木切れ・板切れ、畳、木製家具など	1m以内にし、ひもで結束 畳は収集日5日前までに届出
不燃系	資源	びん・かん類	飲料・飲食用のガラス又は金属製の容器	[資源ごみ(緑色)]
		ペットボトル	無色透明のペットボトル	[資源ごみ(緑色)] *ラベルとキャップは「プラスチック製容器包装」で排出
		金属類	鉄、アルミ、ステンレス製品	[資源ごみ(緑色)] *袋に入らないものは「金属類」と表示
		小型家電品	電気や電池を動力源として起動する製品	[資源ごみ(緑色)] *袋に入らないものは「小型家電品」と表示
		プラスチック製容器包装	商品が入っていたプラスチック製の容器や包装	[プラスチック製容器包装(黄色)]
		その他プラスチック類	プラスチック製容器包装以外のプラスチック製品	[その他プラスチック類(青色)] *袋に入らないものは「その他プラ」と表示
		大型不燃ごみ	自転車、スチール机、マットレス、ソファなど	収集日の5日前までに届出 (1世帯につき1度に2点まで)
		有害ごみ	蛍光管、ライター、カセットテープ類、乾電池	蛍光管以外は中身の見えるビニール袋に入れて排出
	ごみ	埋立ごみ	ガラス製品、陶磁器類、ゴム製品など	[埋立ごみ(赤色)] *袋に入らないものは「埋立ごみ」と表示

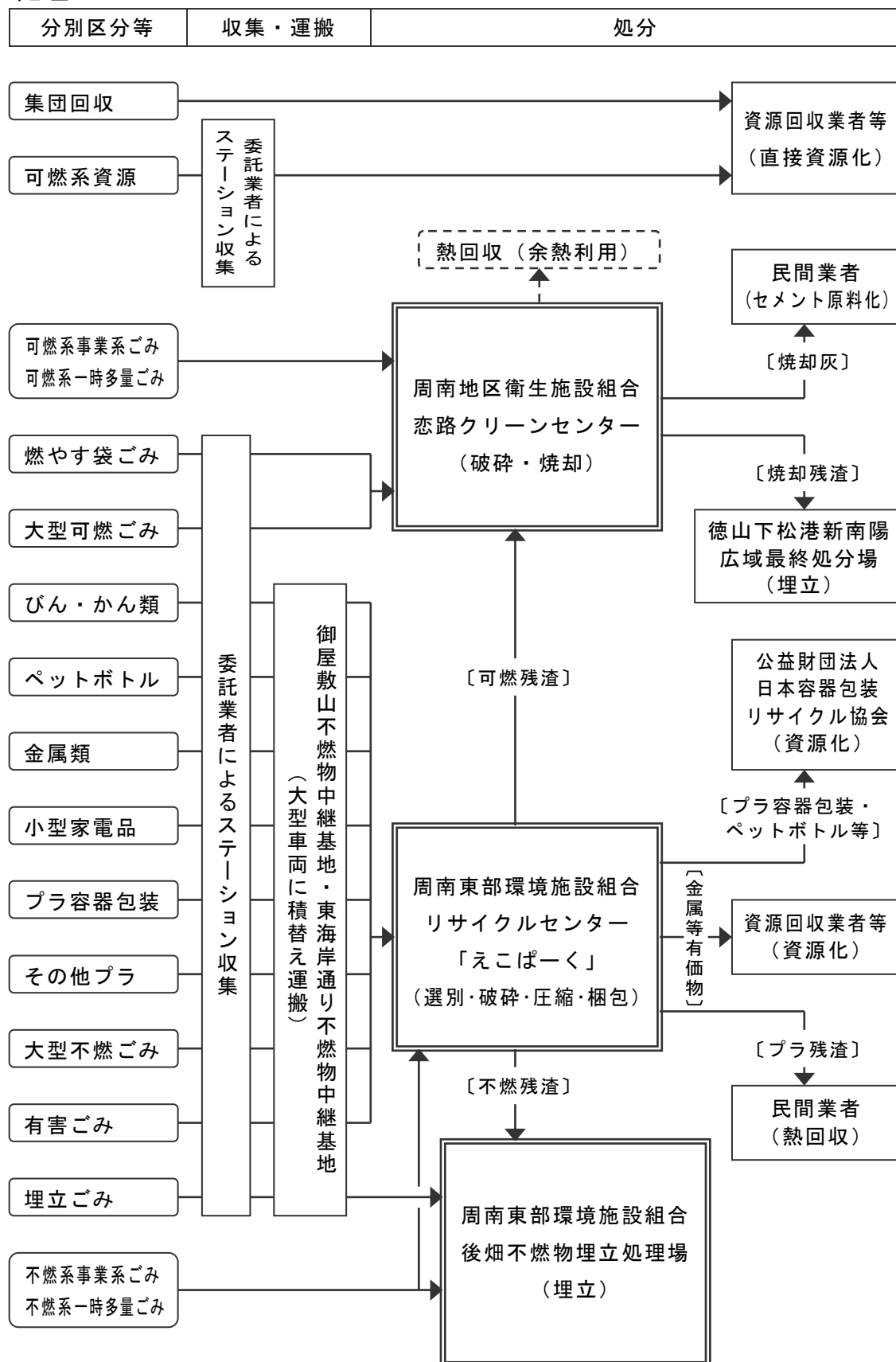
市では収集しないごみ	爆発の危険や引火性のあるもの、消火器、農業用機械、エンジン付草刈機、バイク、自動車部品（装着物含）、ピアノ、電子オルガン、増改築に伴う廃材など 家電リサイクル法対象6品目、パソコン 事業活動により出るごみ、一時多量ごみ
------------	---

2 家庭ごみ収集区域と収集日

大別	収集区域		東地区	西地区
	分別区分		下松地区 久保地区の岩徳線以南 末武地区の平田川以東 笠戸島	花岡地区 久保地区の岩徳線以北 末武地区の平田川以西 米川地区
可燃系	資源	可燃系資源	毎月第2・4水曜日	毎月第1・3水曜日
	ごみ	燃やす袋ごみ	毎週月・木曜日	毎週火・金曜日
		大型可燃ごみ	毎月第3火曜日 (昼は5日前までに届出)	毎月第4月曜日 (昼は5日前までに届出)
不燃系	資源	びん・かん類	毎月第2・4火曜日	毎月第1・3月曜日
		ペットボトル	毎月第1・3水曜日	毎月第2・4水曜日
		金属類	毎月第1水曜日	毎月第2水曜日
		小型家電品	毎月第3火曜日	毎月第4月曜日
		プラスチック製 容器包装	毎週金曜日	毎週木曜日
		その他プラスチック類	毎月第3水曜日	毎月第4水曜日
		大型不燃ごみ	毎月第1火曜日 (5日前までに届出)	毎月第2月曜日 (5日前までに届出)
		有害ごみ	年約4回	年約4回
	ごみ	埋立ごみ	毎月第1火曜日	毎月第2月曜日

※休日等の関係で、収集日を変更する場合があります。

3 処理フロー



4 ごみ処理施設等の概要

① 焼却処理施設

施設名称	恋路クリーンセンター	
所在地	下松市大字河内340番地	
事業主体	周南地区衛生施設組合（構成団体：下松市、光市、周南市）	
処理対象区域	下松市、光市、周南市	
供用開始	平成7年10月	
敷地面積	13,000㎡	
建物面積 （延床面積）	工場棟（鉄骨鉄筋造地上5階地下2階建）	12,816㎡
	管理棟（鉄骨鉄筋造3階建）	2,101㎡
	計量棟、車庫棟（鉄骨造平屋建）	250㎡
処理方法	全連続燃焼式（流動床式焼却炉）	
処理能力	330 t / 日（110t/24h×3炉）	
破碎設備	3軸破碎機 20 t / 5h	
余熱利用設備	発電設備 1,980kW×1基 熱利用設備 工場棟、管理棟の冷暖房及び給湯 下松市温水プールへの熱供給	
その他	焼却灰はセメント原料として資源化 焼却残渣は徳山下松港新南陽広域最終処分場で埋立処分	



周南地区衛生施設組合
「恋路クリーンセンター」



周南東部環境施設組合
リサイクルセンター「エコぱーく」

② 中間処理施設

施設名称	リサイクルセンター「えこぱーく」		
所在地	光市大字岩田1204番地3		
事業主体	周南東部環境施設組合（構成団体：下松市、光市）		
処理対象区域	下松市、光市		
供用開始	平成20年4月		
敷地面積	14,820m ²		
建物面積 （延床面積）	主処理棟（鉄骨造一部RC造2階建）	5,990m ²	
	ストックヤード棟（鉄骨造平屋建）	510m ²	
	その他付属施設（鉄骨造平屋建）	100m ²	
処理能力	33 t / 日（1日5h運転） 埋立ごみ処理系統 4.56 t / 日 粗大・金属類処理系統 6.50 t / 日 PETボトル処理系統 1.54 t / 日 プラ製容器包装処理系統 8.10 t / 日 その他プラ処理系統 3.35 t / 日 ビン・缶類処理系統 8.93 t / 日 有害ごみ処理系統 0.21 t / 日		

③ 最終処分場

施設名称	後畑不燃物埋立処理場		
所在地	光市大字岩田1412番地		
事業主体	周南東部環境施設組合（構成団体：下松市、光市）		
処理対象区域	下松市、光市		
供用開始	昭和58年6月		
埋立面積・ 容積・期間	面積	容積	期間
	第1期 13,000m ²	106,100m ³	昭和58年6月～平成4年10月
	第2期 22,000m ²	178,000m ³	平成4年11月～
	第3期 5,600m ²	132,000m ³	平成22年7月～
構造	準好気性埋立地		
遮水設備	ゴムシート（厚さ1.5mm）		
浸出水処理施設	建築面積	SC造194m ²	処理能力 100m ³ /日
	処理方式	生物処理（回転円板）＋凝集沈殿	



周南東部環境施設組合「後畑不燃物埋立処理場」

④ 市の中継運搬施設

施設名称	御屋敷山不燃物中継基地	東海岸通り不燃物中継基地
所在地	下松市桜町2丁目1番20号	下松市東海岸通り17番地
供用開始	昭和50年6月 (昭和62年9月改築)	昭和54年2月
敷地面積	2,428.2㎡	4,706.2㎡
建物面積等	RC造一部鉄骨造2階建 1階 186.30㎡ 2階 196.97㎡ ホッパー(7t/5h 27㎡)3基	RC造一部鉄骨造2階建 1階 243.39㎡ 2階 263.04㎡ 大型不燃ごみ仮置き場
分別区分	プラスチック製容器包装 ペットボトル 埋立ごみ	びん・かん類 金属類 小型家電品 その他プラスチック類 大型不燃ごみ 有害ごみ

⑤ 市保有の収集車両（令和2年3月31日現在）

塵芥収集車（回転式パッカー車）	2台	可燃系ごみ・不燃系ごみ資源収集
2tトラック（パワーゲート付）	1台	不燃系資源収集
軽四ピックアップ	1台	死亡犬猫収集、環境パトロール

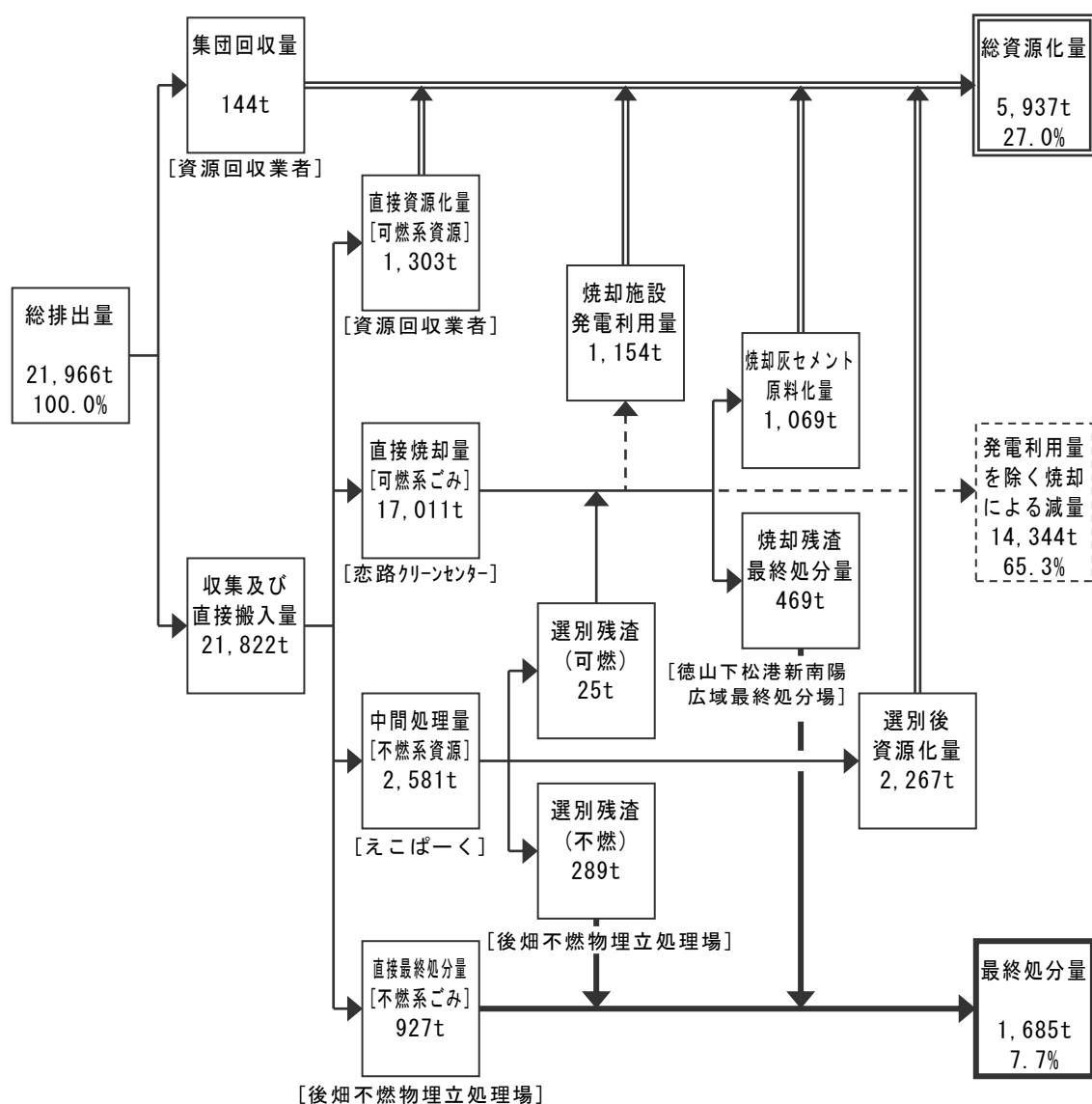
第2節 ごみ処理実績

1 総排出量及びリサイクル率（令和元年度）

令和元年度に市が処理したごみの量と集団回収量を合計した総排出量は、21,966tでした。

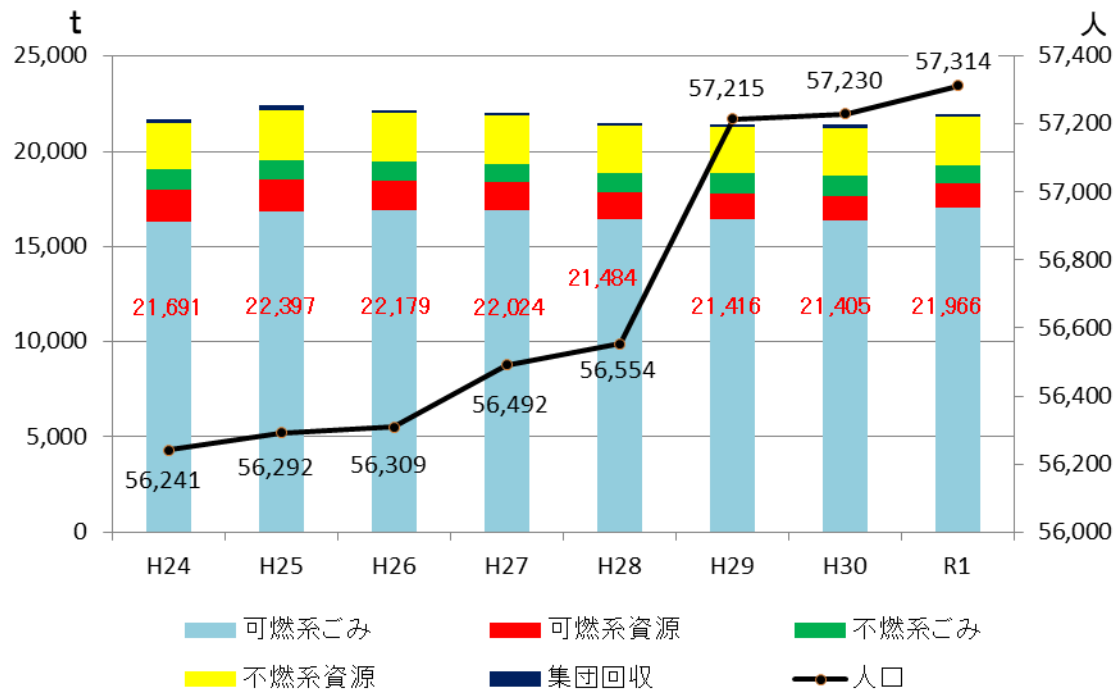
このうち集団回収量・直接資源化量・恋路クリーンセンター余熱発電利用量・焼却灰セメント原料化量・エコぱーく選別後資源化量を合計した総資源化量は5,937tで、後畑不燃物埋立処理場と徳山下松港新南陽広域最終処分場で埋立処分された最終処分量は1,685tでした。

総排出量に対する総資源化量の割合（リサイクル率）は、27.0%となりました。



2 総排出量の推移

ごみの総排出量は、平成24年度から令和元年度までに約22,000tで推移しています。人口はこの間に1,073人増加していますが、総排出量の急激な増加は見られません。近年では、不燃系資源の排出量が微増傾向です。人口が増えても、総排出量が減少した年もあるため、市民の皆さんの減量化やリサイクルに対する意識の定着、生産者や販売者の工夫がうかがえます。



※総排出量は、赤字の数値

※人口は、各年10月1日時点

可燃系ごみ…生ごみ、皮革製品、ふとん、木製家具など

可燃系資源…新聞紙、雑誌類、ダンボール、衣類など

不燃系ごみ…ガラス製品、陶磁器類、ゴム製品など

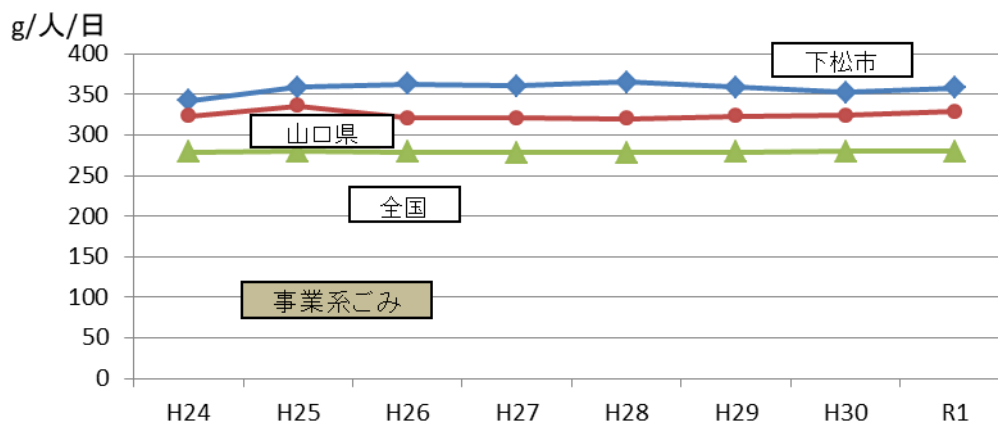
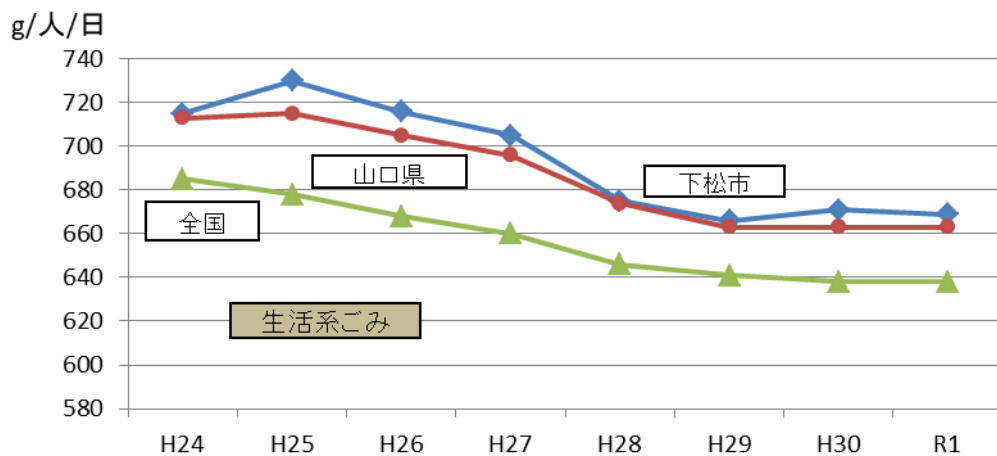
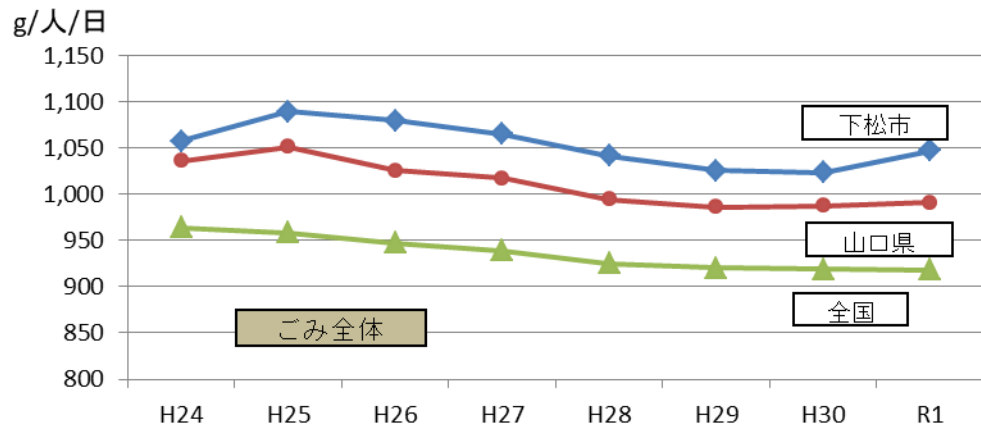
不燃系資源…びん・かん類、ペットボトル、金属類、小型家電品、
プラスチック製容器包装、その他プラスチック類など

3 1人1日当たりの排出量の推移

1人1日当たりの排出量とは、総排出量を年間日数と住民基本台帳登録人口で除した値で、他自治体との比較に用いられる指標の一つです。

下松市の1人1日当たりの排出量（上段グラフ）は1,050g前後で推移しています。そのうち生活系ごみ（中段グラフ）の排出量は700g前後、事業系ごみ（下段グラフ）の排出量は350g前後で推移しています。

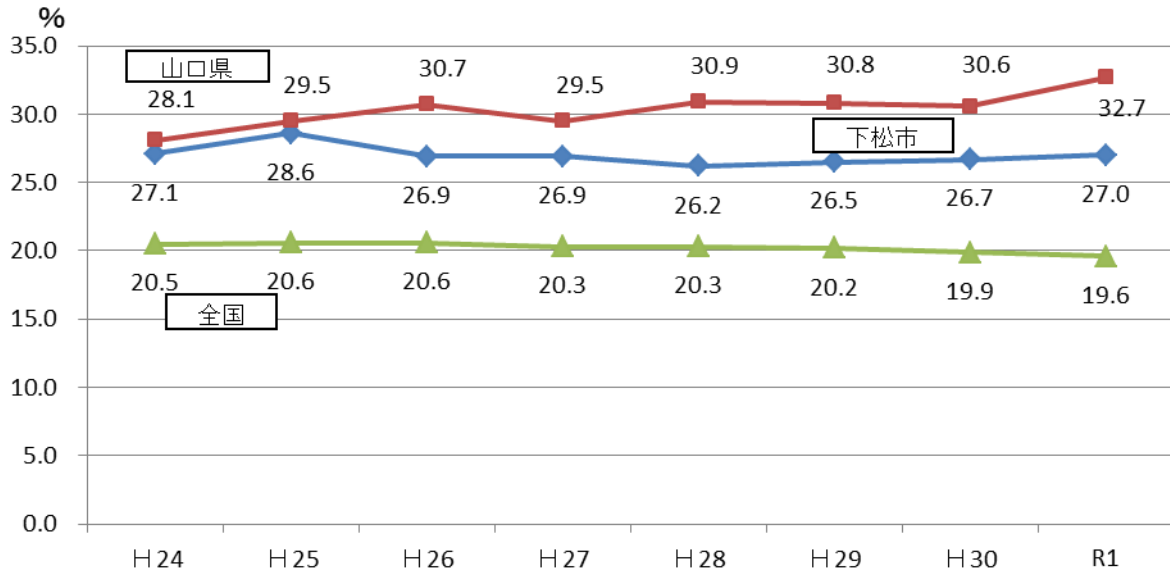
すべての年で、本市の排出量は山口県及び全国の平均を上回り、現行計画の目標値940gも上回る排出量となっています。



4 リサイクル率の推移

リサイクル率は、ごみの総排出量に対する総資源化量の割合を表します。グラフのとおり、下松市のリサイクル率は約27.0%で推移していますが、現行計画の目標値31.0%には到達していません。しかし、近年は、総資源化量が増加しているため、リサイクル率も増加傾向にあります。

本市のリサイクル率は全国平均を上回っていますが、山口県平均を下回っています。山口県全体で循環型社会の形成の実現を目指すためにも、県平均に達するよう、リサイクルに向けた一層の取組が求められます。



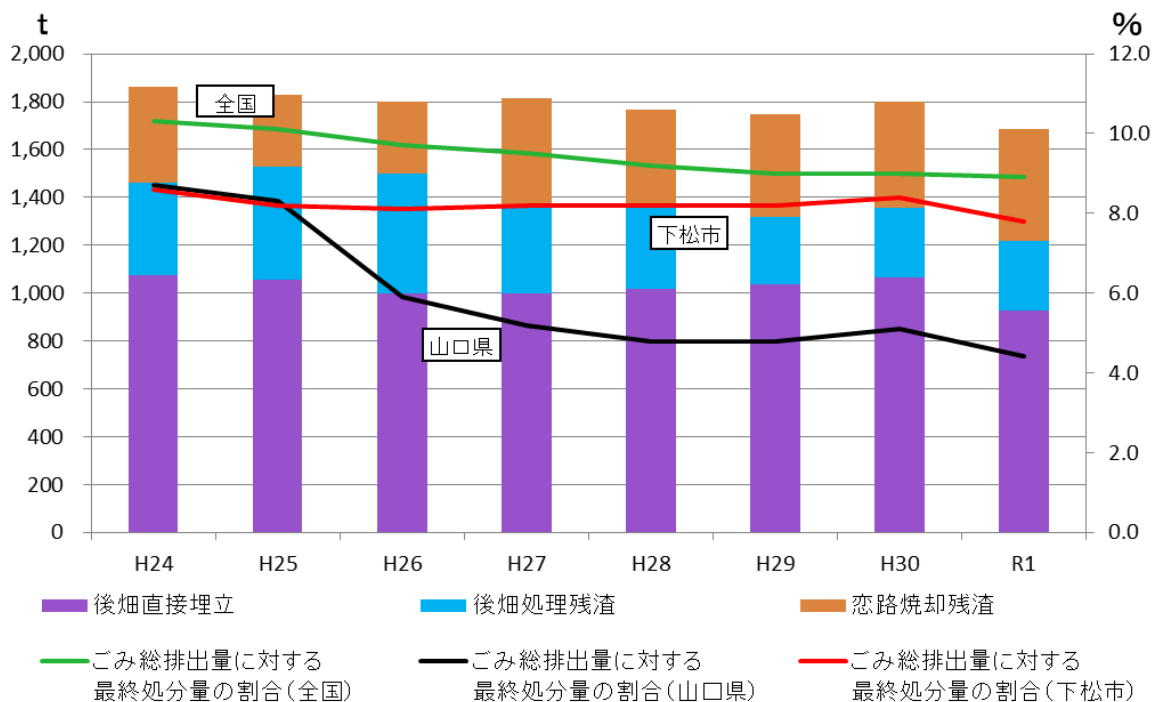
5 最終処分量（埋立処分量）の推移

最終処分量は、約 1,800 t で推移しています。

ごみ総排出量に対する最終処分量の割合は、近年、下松市は 8 % 程度、山口県は 5 % 程度、全国は 9 % 程度で推移しており、下松市、山口県ともに、全国よりも低い割合となっています。

後畑不燃物埋立処理場で一度埋め立てられたもののうち廃プラスチック類などは、掘り起こして焼却（サーマルリサイクル）され、埋立処理場の空き容量の確保が進められています。

限りある埋立処理場を未来へ引き継ぐために、今後も家庭などから排出される時点での分別の適正化が求められます。

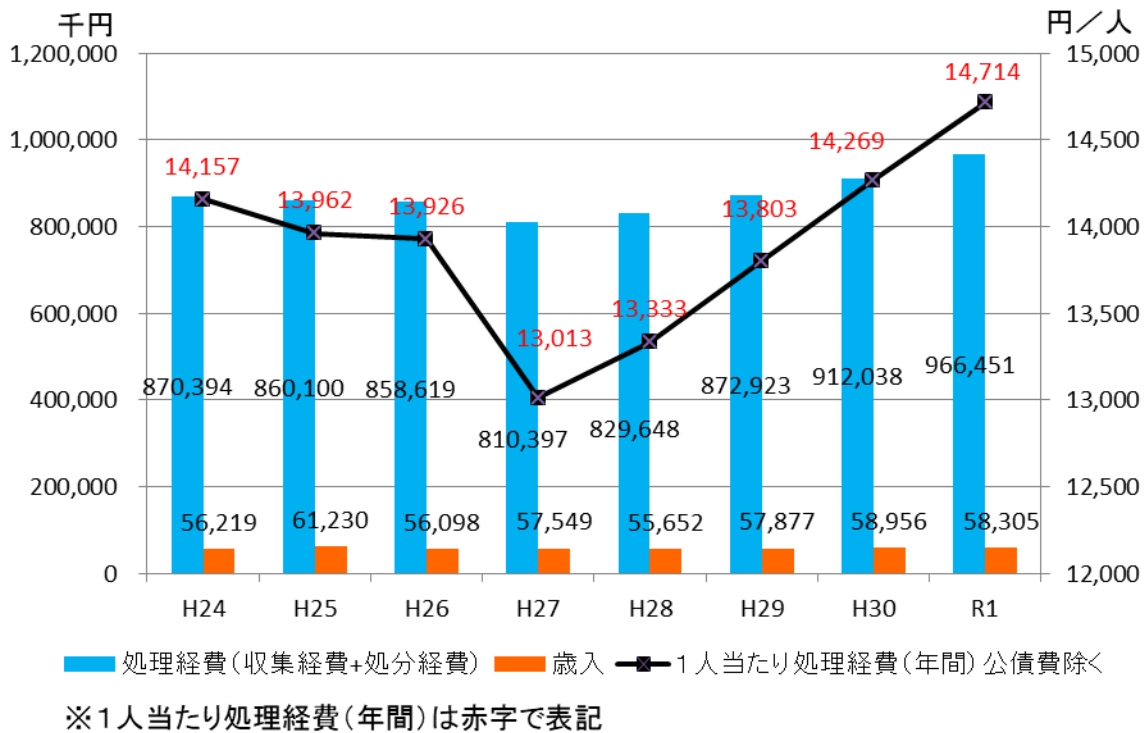


6 処理経費

処理経費で主なものは、収集運搬業務に係る委託料です。家庭ごみ収集運搬業務の民間委託は、平成 20 年度から段階的に実施し、平成 30 年度以降は、すべての収集コースについて民間委託となりました。そのため、委託料は年々増加しています。それに伴い、1 人当たりの処理経費も増加しています。

また、処理施設を運営する「周南地区衛生施設組合」及び「周南東部環境施設組合」への負担金は、搬入量及び人口に応じた割合によって、各市の負担金が決まっています。平成 27 年度については、主に一部事務組合への負担金が減少したため、処理経費が減少しています。

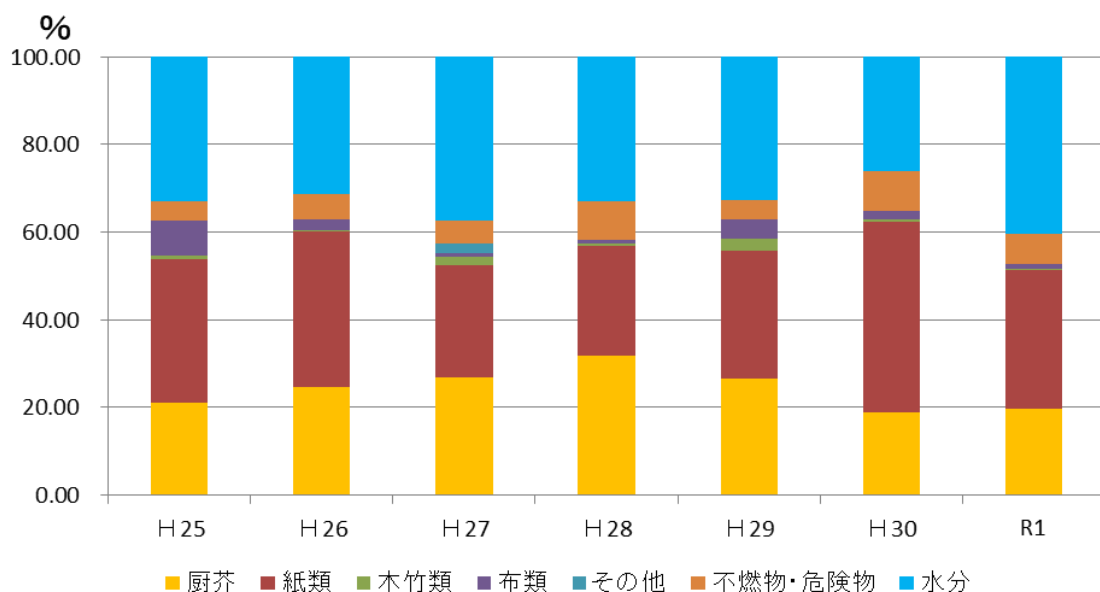
歳入の主なものは、指定ごみ袋売払収入及び可燃系資源売払収入です。



7 ごみの性状

① 可燃ごみ

恋路クリーンセンターでは、定期的にごみ質検査を行っています。可燃ごみの性状の割合は、次のグラフのとおりです。可燃ごみのうち、約40%は水分で占められています。不燃物には、金属・ガラス等が、危険物には、汚れたプラスチック製容器包装プラスチック・ゴム等が含まれます。



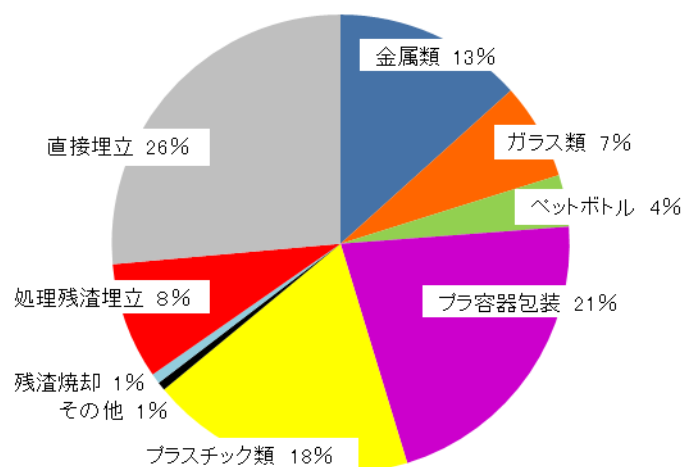
出典: 恋路クリーンセンターごみ質検査

②不燃ごみ

令和元年度に下松市からエコぱーく、後畑不燃物処理場へ搬入された不燃物は3,508tで、その内訳は次のグラフのとおりです。

資源化物（金属類・ガラス類・ペットボトル・プラ容器包装・プラスチック類・その他）のうち、プラ容器包装・プラスチック類の占める割合が全体の約40%を占めています。生活に欠かせないプラスチックですが、使い捨てプラスチックごみを削減するなど、必要以上に資源を消費しないことが必要です。

また、約35%を占める埋立（残渣焼却＋処理残渣埋立＋直接埋立）の減量化にも努める必要があります。



エコぱーくで実施しているプラスチック製容器包装の組成調査の様子



組成調査で確認された分別が適切ではないごみの一部（プラスチック製容器包装ではないごみ）

第3節 現行計画の進捗状況と課題

1 現行計画の進捗状況

(1) 排出量の進捗状況

項目	現行計画 基準値 平成22年度	現行計画 目標値 令和3年度	実績値 令和元年度
収集及び直接搬入量 (A)	20,735 t	19,000 t	21,822 t
集団回収量 (B)	236 t	300 t	144 t
総排出量 (C=A+B) (対基準値差)	20,971 t	19,300 t (1,671 t 削減)	21,966 t (995 t 増加)
住民基本台帳人口 (D)	56,197人	57,274人	57,314人
1人1日あたりの排出量 (C/D/365 (366))	1,022 g	940 g	1,047 g

※住民基本台帳人口は10月1日時点

(2) リサイクル率の進捗状況

項目	現行計画 基準値 平成22年度	現行計画 目標値 令和3年度	実績値 令和元年度
資源化量 (E)	5,433 t	5,683 t	5,793 t
集団回収量 (B)	236 t	300 t	144 t
総資源化量 (F=E+B)	5,669 t	5,983 t	5,937 t
総排出量 (C)	20,971 t	19,300 t	21,966 t
リサイクル率 (対基準値差) (F/C)	27.0%	31.0% (4.0%向上)	27.0% (±0%)
最終処分量	1,875 t	1,637 t	1,685 t
上記のうち後畑不燃物埋立 処理場での最終処分量	1,496 t	1,296 t	1,216 t

2 現行計画の評価と課題

(1) 進捗状況の評価

これまでの排出状況から、総排出量、リサイクル率等すべての項目について、令和3年度目標値を達成することは困難であると見込まれます。しかし、計画期間中の人口の増加によって、総排出量やリサイクル率に大きな増減は見られず、最終処分量は、ほぼ減少し続けているため、市民の皆さんのごみの分別排出、リサイクル意識の定着等、ごみの減量化・資源化に向けた継続的な取組によって、一定の成果があると考えられます。

近年、猛威を振るう新型コロナウイルス感染症対策のため、在宅時間の拡大、資源の集団回収活動の自粛など、私たちの生活様式に大きな変化が生じています。これにより、片付けのためにごみを排出するケースが多く見られ、少なからずごみの排出状況にも影響を与えていることが考えられます。

次期計画を策定する上で、現状の実績に応じた目標値ではなく、これまでの施策をより一層強化して実施し、さらなる減量化・資源化に向けて新たな事業展開を想定した目標値の設定が必要となります。

(2) 次期ごみ処理基本計画へ引き継ぐ課題

今後もより一層の廃棄物の減量化と資源化を進めるためには、市民や事業者の理解と協力を得ながら、ごみの排出抑制と適正な分別排出を継続して行うことが重要です。

そこで、次期ごみ処理基本計画に引き継ぐ課題を次のとおりまとめます。

次期ごみ処理基本計画へ引き継ぐ課題

- ごみの減量化・資源化・適正排出等の周知啓発
- ごみの発生抑制
- 「生ごみ」の水切りの徹底
- 「雑がみ」の資源としての分別排出
- 「プラスチック製容器包装」の分別の徹底

第4章 ごみ処理基本計画

第1節 基本目標と基本方針

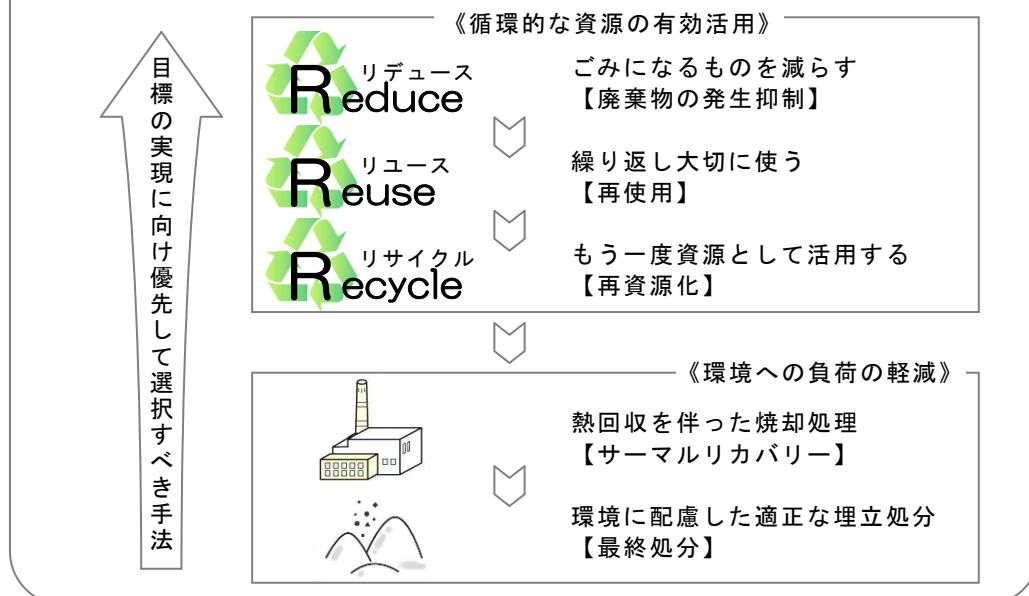
ごみ処理基本計画の基本目標は、下松市総合計画基本構想における生活環境分野の構想と同じ「市民生活の安全・安心確保の充実による、快適な環境で暮らせるまちづくり」とします。

基本目標の実現に向け「ごみになるものを減らす（リデュース）」、使えるものは「繰り返し大切に使う（リユース）」、使えなくなったら適正に分別して「もう一度資源として活用する（リサイクル）」という、3Rの考え方を日常生活に定着させることを基本に、循環的な資源の有効活用に努めます。また、その後に出るごみについては、熱回収を伴った焼却処理、環境に配慮した適正な埋立処分を行い、環境への負荷の低減を図っていきます。

基本目標（下松市総合計画基本構想「生活環境分野の構想」）
市民生活の安全・安心確保の充実による、
快適な環境で暮らせるまちづくり

基本方針

発生・排出抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）の3Rを推進し、その後に出るごみは、熱回収を伴った焼却処理、環境に配慮した適正な埋立処分を行い、循環的な資源の活用と環境への負荷の低減を図る。市・市民・事業者の各主体が、それぞれの役割を持って、循環型社会の形成に向けた取組を協働して進める。



基本施策

- (1) ごみ問題への取組体制の強化
- (2) ごみ収集の一層の改善
- (3) 減量化・資源化の意識啓発
- (4) ごみ処理施設の効率的な運営管理
- (5) 最終処分場の整備と適正な運用
- (6) その他ごみ処理に関する対策

第2節 数値目標

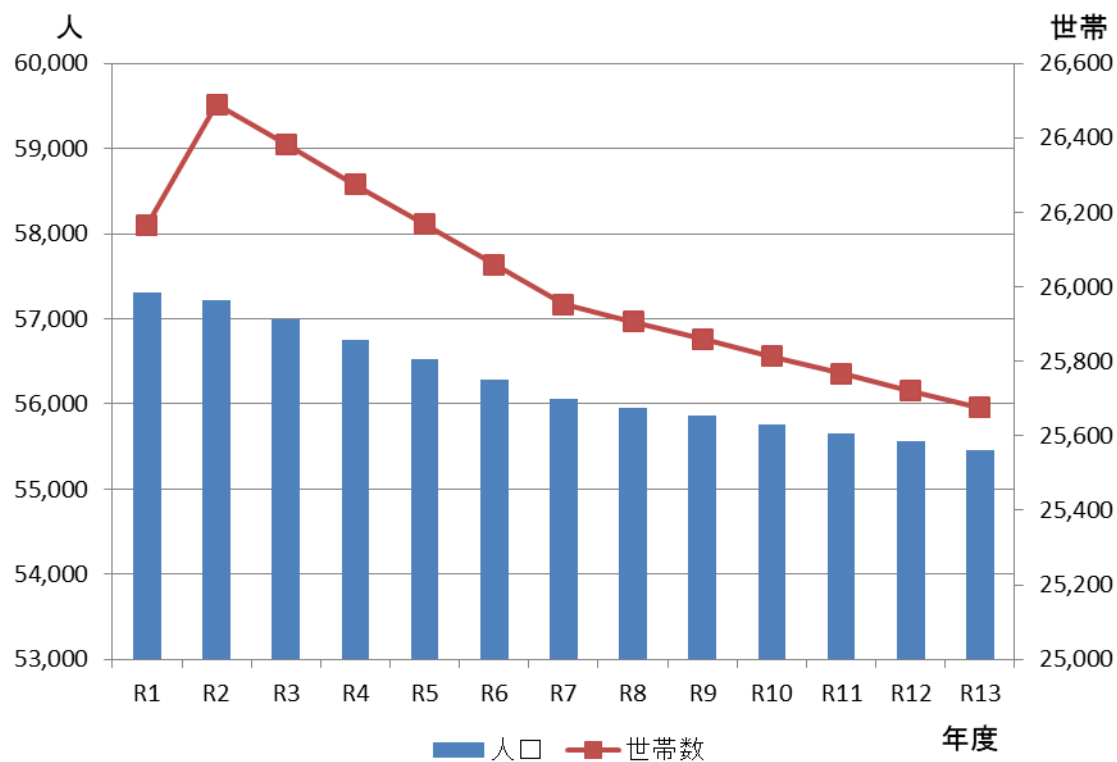
1 将来人口の想定

本計画における今後の人口の想定は、下松市人口ビジョン（令和2年3月改訂）の独自推計を基に予測します。

令和7年は56,059人、令和12年は55,557人との推計から、令和3年以降、その年を迎えるまでに、毎年ほぼ均等に人口が減少すると仮定します。

また、令和元年度末の人口及び世帯数から、1世帯あたりの人員数が2.16人であることを基準に、各年の世帯数を割り出し推計します。

これらの推計から、本計画の最終年度の規模を、人口55,500人、世帯25,700世帯と想定します。



計画最終年度（令和13年度）時点想定規模

人口	55,500人
世帯数	25,700世帯

2 総排出量及びリサイクル率目標

下松市廃棄物減量等推進審議会（以下「減量審議会」という。）から、計画最終年度の令和13年度における目標値について、総排出量の削減目標「19,100 t 以下」、再資源化目標「リサイクル率35.0%以上」とするとの答申がありました。

これを受け、令和元年度の値を基準に、令和13年度における目標値を次表のとおりとします。

① 排出量

項目	基準値 令和元年度	目標値 令和13年度	目標値までの差 (割合)
収集及び直接搬入量 (A)	21,822 t	18,950 t 以下	△2,872 t (△13.2%)
集団回収量 (B)	144 t	150 t 以上	+6 t (+4.2%)
総排出量 (C=A+B)	21,966 t	19,100 t 以下	△2,866 t (△13.0%)
登録人口 (D)	57,314人	55,500人 (推計)	△1,814人 (△3.2%)
1人1日あたりの排出量 (C/D/365 (366))	1,047 g	940 g 以下	△107 g (△10.2%)
上記のうち家庭系の排出量	689 g	656 g 以下	△33 g (△4.8%)

② リサイクル率

項目	基準値 令和元年度	目標値 令和13年度	目標値までの差
資源化量 (E)	5,793 t	6,552 t 以上	+759 t
集団回収量 (B)	144 t	150 t 以上	+6 t
総資源化量 (F=E+B)	5,937 t	6,702 t 以上	+765 t
総排出量 (C)	21,966 t	19,100 t 以下	△2,866 t
リサイクル率 (F/C)	27.0%	35.0%以上	+8.0%
最終処分量	1,685 t	1,600 t 以下	△85 t
上記のうち後畑不燃物埋立 処理場での最終処分量	1,216 t	1,150 t 以下	△66 t

第3節 ごみ処理体系

ごみ処理体系については、現行計画の体系を継承することとします。

今後、各種リサイクル法の改正による処理方法の変更や、民間委託による家庭ごみの収集運搬体制の変更等が新たに生じた際は、速やかに処理フロー等体系の見直しを行います。

第4節 目標実現のための施策

減量審議会からの提言を踏まえ、次に掲げる施策を展開していきます。

（【 】＝実施者）

1 ごみ問題への取組体制の強化

- | | |
|--------------------|------------|
| ①廃棄物減量等推進審議会 | 【市・市民・事業者】 |
| ②クリーンアップ推進員 | 【市・市民】 |
| ③県内各市町や団体等で組織する協議会 | 【市・事業者】 |

2 ごみ収集の一層の改善

- | | |
|------------------------|------------|
| ①適正な分別排出の周知 | 【市・市民】 |
| ②ステーション収集以外の排出方法の周知 | 【市・市民・事業者】 |
| ③ごみ収集業務の民間委託と収集体制の整備 | 【市・事業者】 |
| ④ごみ出しの困難な世帯に対する支援体制の検討 | 【市】 |
| ⑤ごみ処理手数料の有料化の研究 | 【市】 |
| ⑥生ごみ処理の工夫の推進 | 【市・市民】 |

3 減量化・資源化の意識啓発

- ①出前講座・ごみ処理施設見学会・親子リサイクル教室の実施 【市・市民】
- ②集団回収活動への支援強化 【市・市民】
- ③食品ロス削減によるごみ排出量の抑制 【市・市民】
- ④事業系食品ロス削減によるごみ排出量の抑制 【市・事業者】
- ⑤紙ごみの資源化の推進 【市・市民・事業者】
- ⑥プラスチックごみの削減 【市・市民・事業者】
- ⑦情報発信の強化 【市】

4 ごみ焼却施設の効率的な運営管理

- ①施設の適正な運営管理 【市・一部事務組合】

5 最終処分場の整備と適正な運用

- ①リサイクルの推進による埋立処理場の延命化 【市・一部事務組合】
- ②施設の適正な運営管理 【市・一部事務組合】

6 その他のごみ処理に関する対策

- ①災害廃棄物対策 【市・市民・事業者】
- ②不法投棄防止 【市・市民・事業者】
- ③処理困難物の適正処理 【市・市民・事業者】
- ④在宅医療廃棄物 【市・市民・事業者】

1 ごみ問題への取組体制の強化

① 廃棄物減量等推進審議会

廃棄物減量等推進審議会は、市民・学識経験者・事業者で構成される市長の諮問機関です。今後も、廃棄物行政について協議を進め、課題解決につなげます。

② クリーンアップ推進員

各自治会の推薦に基づき市が委嘱するクリーンアップ推進員と協力し、ごみの減量化及び適正な排出方法等について住民に周知します。また、ごみ問題に関する課題を地域と共有し、解決に向け協働して取り組みます。

③ 県内各市町や団体等で組織する協議会

山口県容器包装廃棄物削減推進協議会等に参加し、循環型社会の形成に向けて県内各市町や関係団体と連携した取組を進めます。

2 ごみ収集の一層の改善

① 適正な分別排出の周知

ごみの減量化及び適正なごみの出し方等について、広報紙、家庭ごみ収集カレンダー、ごみ分別アプリ等をはじめ、あらゆる機会を通じて周知をします。

② ステーション収集以外の排出方法の周知

大型小売店等販売店が店頭で行う資源回収や、資源回収業者による回収など、市が行っているステーション収集以外の排出方法について、事業者の協力を得ながら、情報の提供を行っていきます。

③ ごみ収集業務の民間委託と収集体制の整備

家庭ごみの収集運搬はすべて民間委託としています。委託業者に対しては、交通安全、市民との接し方等の指導を継続し、市民サービスの更なる向上を目指します。収集体制については、適宜見直しを行い、効率的で効果的な収集に努めます。

廃棄物処理は、安全・安心な市民生活に欠かせない社会インフラの一つであり、日々、安定的に継続して事業を実施することが求められます。家庭ごみ収集運搬委託業者等と協力して一般廃棄物処理事業の継続を進めます。

④ごみ出しの困難な世帯に対する支援体制の検討

人口ビジョンの推計から、下松市においても高齢者の単身化の進展が懸念されます。自らごみステーションまでごみを運ぶことができない単身高齢者等の排出困難世帯について、関係部局と連携し、ごみ出し支援体制を検討していきます。

⑤ごみ処理手数料の有料化の研究

環境省が平成 28 年 9 月に策定した「ごみ処理基本計画策定指針」によると、経済的インセンティブを活用した一般廃棄物の排出抑制や再利用、再生利用の推進、排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革を進めるため、一般廃棄物処理の有料化の更なる推進を図るものとしています。（インセンティブ…目標達成のための外的刺激）

下松市では、可燃系ごみ、不燃系ごみを、一部事務組合において処理しているため、組合を構成する市の意向も踏まえて有料化の是非を検討するとともに、年間約 4,000 点排出される大型不燃ごみの有料化についても研究していきます。

⑥生ごみ処理の工夫の推進

燃やすごみのうち約 4 割を水分が占めており、ごみの減量化、焼却エネルギーの削減のためにも極力水分を減らすことが求められます。その意識付けに向けた「家庭用生ごみ処理機等購入費補助制度」を継続するとともに、処理機等以外で水分を減らす方法についても研究していきます。

3 減量化・資源化の意識啓発

①出前講座・ごみ処理施設見学会・親子リサイクル教室の実施

ごみの減量化や資源化への市民意識を高めるため、出前講座や恋路クリーンセンター、リサイクルセンターえこばーくでの施設見学会を継続して実施します。ごみに関する時事問題等を含め、幅広い内容で、受講年齢等に適した説明ができるよう、職員のスキル向上を図ります。親子リサイクル教室では、ごみ処理の流れや埋立地等の見学を通して、家庭で 3R を考えるきっかけとします。

②集団回収活動への支援強化

子ども会や自治会等による資源回収（集団回収）に対し、回収量に応じて報奨金を交付することで、引き続き活動を支援します。

③食品ロス削減によるごみ排出量の抑制

家庭からの生ごみの排出を抑制するため、食品ロスの削減方法を研究し、市民への意識啓発に活用します。また、市独自の食品ロス削減推進計画の策定に向け、食品ロス発生状況の把握方法を研究します。

さらに、山口県と連携し「やまぐち3きっちよる運動」（食べきっちよる・使いきっちよる、水きっちよる）を推進します。

④事業系食品ロス削減によるごみ排出量の抑制

山口県食品ロス削減推進協議会が進める取組に協力し、宿泊施設や飲食店、食品関連事業者等への広報に努めます。また、事業所から発生する生ごみについては、飼料化・堆肥化による資源化を推進することで併せて発生量を抑制していきます。

⑤紙ごみの資源化の推進

可燃ごみの約3割を占める紙ごみは、再資源化が可能であるため、資源としての分別をより一層周知します。菓子箱やプリント類などの雑がみについて、分別方法の周知を強化し、資源化を推進します。

⑥プラスチックごみの削減

プラスチックごみは、本市において不燃ごみの約4割を占めています。国の「プラスチック資源循環戦略」（令和元年5月）などを踏まえ、使い捨てプラスチック製品の使用を抑制し、再使用や使用後の適正処理を推進します。また、買い物時のマイバッグ持参を定着させ、レジ袋等の容器包装プラスチック廃棄物の削減に取り組みます。

また、海洋ごみの発生抑制に向けて普及啓発を進めるとともに、関係部局と連携して海岸清掃活動等への支援を行います。

さらに、温室効果ガスの排出抑制、枯渇性資源の使用削減に期待できるバイオマスプラスチック（植物などの再生可能な有機資源を原料として使用したプラスチック素材）を配合した指定ごみ袋への切替を検討します。

⑦情報発信の強化

ごみの減量化・資源化の意識啓発をより一層積極的に進めるため、市広報紙、ホームページをはじめ、さまざまな方法で情報発信を行います。

4 ごみ焼却施設の効率的な運営管理

① 施設の適正な運営管理

平成7年に共用を開始し、平成28年度に基幹的設備の改良工事を実施した恋路クリーンセンターについて、周辺環境に配慮した長期的、計画的な運営が行われるよう、周南地区衛生施設組合の施設運営に協力します。

5 最終処分場の整備と適正な運用

① リサイクルの推進による埋立処理場の延命化

不燃系ごみの分別徹底やリサイクルの推進により、埋立処分量の削減に引き続き努め、後畑不燃物埋立処理場の更なる延命化を図ります。

② 施設の適正な運営管理

平成20年に共用を開始したリサイクルセンター「えこぱーく」との連携強化により、リサイクルを推進するとともに、維持管理計画に基づいて、埋立処理場の延命化と適正な管理が行われるよう、周南東部環境施設組合の施設運営に協力します。

6 その他のごみ処理に関する対策

① 災害廃棄物対策

下松市災害廃棄物処理計画、下松市災害廃棄物処理マニュアルに基づき、災害時の処理体制を平時から検討します。災害発生後、速やかに市民へごみの排出方法について情報提供を行うとともに、災害廃棄物の仮置場を開設することとします。早期の復旧・復興のため、災害時においてもごみの分別が必要であることを、平時から市民へ周知します。

また、国、県、他市町、災害支援協定に基づく収集運搬委託業者、関係団体との連携を図ります。

② 不法投棄防止

ごみの適正処理を推進するため、山口県や警察と連携したパトロールを行い、大規模な不法投棄の防止に努めます。また、不法投棄防止看板を交付し、広報啓発を行います。

③処理困難物の適正処理

バッテリー、タイヤ、消火器、ガスボンベ等は、本市が搬入する処理施設においては処理が困難のものととなります。そのため、排出者に対して、販売店や専門業者へ依頼し、適正に処理されるよう周知します。

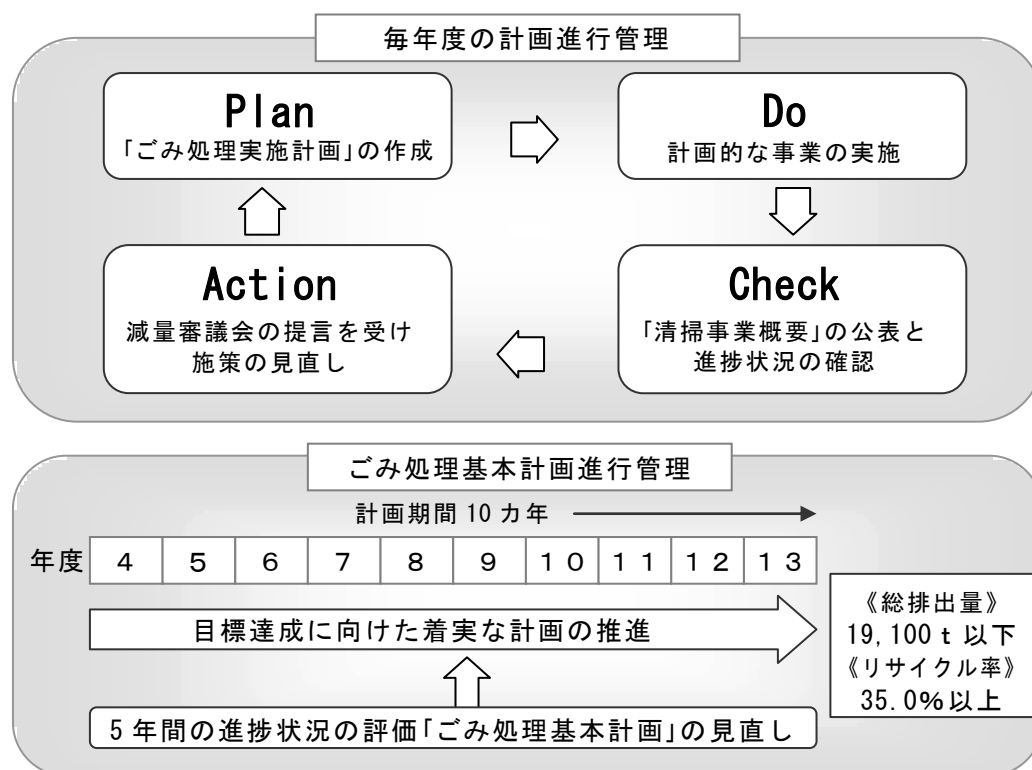
④在宅医療廃棄物

ごみの収集運搬時や処理場での分別作業中の事故防止のため、医療機関等と連携し、適切な排出を推進します。注射針等の鋭利な物は医療機関が回収し、その他の非鋭利な物は一般廃棄物として市が処理します。

第5節 計画の進行管理

ごみ処理基本計画を着実に推進していくためには、毎年度の取組を明らかにし、進捗状況を確認していくことが必要です。そのために市は、年度ごとのごみ処理量等の数値を盛り込んだ「下松市一般廃棄物(ごみ)処理実施計画」を作成し、計画的に事業を推進していくとともに、処理実績を「清掃事業概要」としてまとめ、市ホームページ等で公表していきます。

また、減量審議会は、処理実績を基に、毎年度、計画の進捗状況を確認し、必要な施策の見直しを提言していきます。特に、計画期間が5年を経過する令和9年度においては、令和8年度までの進捗状況の評価を行い、最終年度での目標達成を視野に入れた上で、令和9年度から13年度までの計画の見直しを行います。



参 考 資 料

1 関係法令等

① 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年12月25日法律第137号）抜粋

（国民の責務）

第2条の4 国民は、廃棄物の排出を抑制し、再生品の使用等により廃棄物の再生利用を図り、廃棄物を分別して排出し、その生じた廃棄物をなるべく自ら処分すること等により、廃棄物の減量その他その適正な処理に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。

（事業者の責務）

第3条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めるとともに、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。

3 事業者は、前二項に定めるもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第4条 市町村は、その区域内における一般廃棄物の減量に関し住民の自主的な活動の促進を図り、及び一般廃棄物の適正な処理に必要な措置を講ずるよう努めるとともに、一般廃棄物の処理に関する事業の実施に当たっては、職員の資質の向上、施設の整備及び作業方法の改善を図る等その能率的な運営に努めなければならない。

（廃棄物減量等推進審議会）

第5条の7 市町村は、その区域内における一般廃棄物の減量等に関する事項を審議させるため、廃棄物減量等推進審議会を置くことができる。

2 廃棄物減量等推進審議会の組織及び運営に関して必要な事項は、条例で定める。

（一般廃棄物処理計画）

第6条 市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定めなければならない。

2 一般廃棄物処理計画には、環境省令で定めるところにより、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関し、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み
- 二 一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項
- 三 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分
- 四 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項

五 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項	
3	市町村は、その一般廃棄物処理計画を定めるに当たっては、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関し関係を有する他の市町村の一般廃棄物処理計画と調和を保つよう努めなければならない。
4	市町村は、一般廃棄物処理計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

② 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年9月23日厚生省令第35号）抜粋

（一般廃棄物処理計画）	
第1条の3	法第6条第1項に規定する一般廃棄物処理計画には、一般廃棄物の処理に関する基本的な事項について定める基本計画及び基本計画の実施のために必要な各年度の事業について定める実施計画により、同条第2項各号に掲げる事項を定めるものとする。

③ 下松市廃棄物の適正処理及び清掃に関する条例（平成9年9月30日下松市条例第30号）抜粋

（廃棄物減量等推進審議会）	
第7条	法第5条の7の規定により、一般廃棄物の減量及び処理に関する事項を審議するため、下松市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。
2	審議会は、一般廃棄物の減量化及び資源化の推進並びに適正処理に関する事項について、市長の諮問に応じて調査審議し、答申する。
3	審議会は、委員10人以内をもって組織する。
4	委員は、市民、学識経験者、事業者、市職員等のうちから市長が委嘱又は任命する。
5	委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
6	委員は、再任されることができる。
7	前各号に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。
（一般廃棄物処理計画）	
第9条	市長は、一般廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第1条の3に規定する一般廃棄物処理基本計画及び一般廃棄物処理実施計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定めるものとする。
2	市長は、一般廃棄物処理計画を定めたとき又は変更したときは、これを告示するものとする。

④ 下松市クリーンアップ推進員設置要綱

(設置)	
第1条 ごみの減量化及び分別収集の徹底を図るため、クリーンアップ推進員を置く。	
(設置基準)	
第2条 クリーンアップ推進員は、各自治会に1人以上とする。	
2 2人以上のクリーンアップ推進員を置いたときは、当該自治会のクリーンアップ推進員の互選により1人を代表クリーンアップ推進員とする。	
(委嘱)	
第3条 クリーンアップ推進員は、各自治会の推薦に基づいて、市長が委嘱する。	
(任期)	
第4条 クリーンアップ推進員の任期は、1年とする。ただし、再任は妨げない。	
2 補欠のクリーンアップ推進員の任期は、前任者の残任期間とする。	
(活動)	
第5条 推進員の活動は、次のとおりとする。	
(1) ごみの減量化及び適正な排出方法等について、地域住民に対して周知及び啓発を行う。	
(2) ごみステーションの美化及び清潔の保持に努めるよう、使用者に対して指導及び助言を行う。	
(3) 地域内のごみの不法投棄等の情報を収集し、市への連絡を行う。	
(報酬)	
第6条 報酬は、無給とする。	
(その他)	
第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。	
附 則	
この要綱は、平成22年4月1日から施行する。	

⑤ 下松市資源ごみ回収報奨金交付要綱の概要

目的：自主的に資源ごみ回収活動を実施する団体に対し報奨金を交付することにより活動を奨励し、資源ごみの再利用の推進とごみの減量化を図ることを目的とする。

交付対象団体：営利を目的としない自治会、子ども会、PTA、婦人会、老人クラブ等その地域に住む住民で構成する団体を対象に交付する。

対象品目		報奨金の額
古紙類、繊維類、金属類、牛乳パック、ペットボトル		回収量1kg当たり 5円
ビン類	一升ビン	回収量1本当たり 5円
	ビール瓶（特大）	回収量1本当たり 4円
	ビール瓶（大・中）	回収量1本当たり 3円
	ビール瓶（小）	回収量1本当たり 2円

2 下松市廃棄物減量等推進審議会委員名簿

(令和4年3月1日現在 敬称略 順不同)

区分	氏名	役職等名	備考
市民	古田 尊子	下松市連合婦人会会長	
	原田 美保子	下松消費者連絡会会長	
	古沢 美佐子	花岡地区民生委員・児童委員	副会長
	藤井 優	下松商工会議所女性会理事	
	満長 和子	下松市食生活改善推進員	
学識経験者	清木 健一	下松市快適環境づくり推進協議会会長	会長
	弘中 靖善	元周南地区衛生施設組合事務局技監	
事業者	武田 篤史	株式会社サンリブ下松 副店長	

3 ごみ処理基本計画策定・見直しの経緯

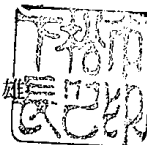
年月日	事項
平成23年 2月25日	平成22年度第1回下松市廃棄物減量等推進審議会 開催 市長から審議会に対し諮問
9月20日	平成23年度第1回下松市廃棄物減量等推進審議会 開催
10月25日	平成23年度第2回下松市廃棄物減量等推進審議会 開催
平成24年 2月15日	審議会から市長に対し答申
2月27日	平成23年度第3回下松市廃棄物減量等推進審議会 開催
3月28日	ごみ処理基本計画策定 告示
平成25年 2月20日	平成24年度第1回下松市廃棄物減量等推進審議会 開催
平成26年 2月28日	平成25年度第1回下松市廃棄物減量等推進審議会 開催
平成27年 2月18日	平成26年度第1回下松市廃棄物減量等推進審議会 開催
平成28年 2月10日	平成27年度第1回下松市廃棄物減量等推進審議会 開催
10月31日	平成28年度第1回下松市廃棄物減量等推進審議会 開催
平成29年 2月17日	平成28年度第2回下松市廃棄物減量等推進審議会 開催
3月15日	ごみ処理基本計画見直し 告示
平成30年 2月16日	平成29年度第1回下松市廃棄物減量等推進審議会 開催
平成31年 2月15日	平成30年度第1回下松市廃棄物減量等推進審議会 開催
令和2年 2月14日	令和元年度第1回下松市廃棄物減量等推進審議会 開催
令和2年 12月24日	令和2年度第1回下松市廃棄物減量等推進審議会 開催
令和3年 6月29日	令和3年度第1回下松市廃棄物減量等推進審議会 開催 市長から審議会に対し諮問
令和3年 8月20日	令和3年度第2回下松市廃棄物減量等推進審議会 開催
令和3年 10月13日	審議会から市長に対し答申
令和3年 12月	計画（案）に対する意見募集（パブリックコメント）
令和4年	令和3年度第3回下松市廃棄物減量等推進審議会 開催
令和4年 3月	ごみ処理基本計画策定 告示

4 諮問書

下 松 環 第 2 1 0 号
令和 3 年 6 月 2 9 日

下松市廃棄物減量等推進審議会 様

下松市長 國 井 益 雄



諮 問 書

下松市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画【令和 4 年度～令和 1 3 年度】
を策定するため、下記の事項について諮問します。

記

1 諮問事項

- (1) 一般廃棄物排出量目標及び再資源化目標について
- (2) 目標達成のために市廃棄物行政が取り組むべき施策の方向について

2 諮問理由

現行計画が令和 3 年度で終了することから、一般廃棄物の処理実態についての検証を行った上で、新たに令和 4 年度から令和 1 3 年度までを計画期間とする「下松市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」を策定する必要があります。

ついては、一般廃棄物排出量目標、再資源化目標及び目標達成のための施策について、貴審議会の意見を求めます。

5 答申書

令和3年10月13日

下松市長 國 井 益 雄 様

下松市廃棄物減量等推進審議会
会長 清 木 健 一

答 申 書

令和3年6月29日付け下松環第210号にて当審議会に諮問のありました事項について、下記のとおり答申します。

記

- (1) 一般廃棄物排出量の削減目標及び再資源化目標について
「下松市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」の最終年度となる令和13年度の目標値を、令和元年度の総排出量を基準として、次の値とすることが適当である。
 - ・総排出量 19,100 t以下（2,866 t以上の削減）
 - ・リサイクル率 35.0%以上（8.0%以上の向上）
- (2) 目標達成のために市廃棄物行政が取り組むべき施策について
ごみになるものを減らす（廃棄物の発生抑制：Reduce）、繰り返し大切に使う（再使用：Reuse）、もう一度資源として活用する（再資源化：Recycle）という3Rの考え方を基本に、次の施策を提言する。
 - ・ごみの減量化及び適正排出等に向け、あらゆる機会を活用して市民・事業者への周知を強化し、分別排出意識の向上を図ること。
 - ・民間事業者による店頭回収といった、市の行うステーション収集以外の排出方法について、市民への情報提供を行うこと。
 - ・3Rの推進、排出量に応じた負担の公平化及び市民の意識改革を進めるため、一部事務組合で処理するごみの有料化について、構成市との協議により検討するとともに、市独自で収集する大型不燃ごみの有料化についても検討すること。
 - ・可燃系ごみとして排出される期限切れ食材や食べ残しといった食品ロスの削減、紙製容器包装などの雑紙の更なる資源化に向け、啓発方法を工夫すること。
 - ・使い捨てプラスチック製品の使用を抑制し、レジ袋等の容器包装プラスチック廃棄物の削減を進めるとともに、海洋ごみの発生の抑制に向け、関係機関と連携して取り組むこと。

以上

6 市指定ごみ袋

① 燃やすごみ袋

(乳白色の袋に赤文字印刷)

容量	サイズ (縦×横×厚さ)	販売価格
(大) 45ℓ	800mm×650mm×0.025mm	100円／10枚
(中) 30ℓ	700mm×500mm×0.025mm	80円／10枚
(小) 15ℓ	500mm×400mm×0.025mm	60円／10枚



② 資源ごみ

(薄緑色に黒文字印刷)

容量	サイズ (縦×横×厚さ)	販売価格
(大) 45ℓ	800mm×650mm×0.030mm	120円／10枚
(小) 30ℓ	700mm×500mm×0.030mm	100円／10枚
(特小) 15ℓ	500mm×400mm×0.030mm	80円／10枚



③ プラスチック製容器包装

(薄黄色に黒文字印刷)

容量	サイズ (縦×横×厚さ)	販売価格
(大) 45ℓ	800mm×650mm×0.030mm	120円／10枚
(小) 30ℓ	700mm×500mm×0.030mm	100円／10枚



④ その他プラスチック類

(薄青色に黒文字印刷)

容量	サイズ (縦×横×厚さ)	販売価格
(大) 45ℓ	800mm×650mm×0.030mm	120円／10枚
(小) 30ℓ	700mm×500mm×0.030mm	100円／10枚



⑤ 埋立ごみ

(薄赤色に黒文字印刷)

容量	サイズ (縦×横×厚さ)	販売価格
(大) 45ℓ	800mm×650mm×0.030mm	120円／10枚
(小) 30ℓ	700mm×500mm×0.030mm	100円／10枚
(特小) 15ℓ	500mm×400mm×0.030mm	80円／10枚



7 処理実績

①排出量

			H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
収集及び直接搬入量（A）			26,726	27,742	26,079	25,531	24,083	22,144	20,974
内 訳	可燃系	ごみ	20,135	20,456	19,038	18,570	17,347	16,522	15,747
		資源	1,648	2,026	2,140	2,135	2,180	2,040	1,799
		計	21,783	22,482	21,178	20,705	19,527	18,562	17,546
	不燃系	ごみ	3,765	4,007	3,568	3,486	3,157	783	863
		資源	1,178	1,253	1,333	1,340	1,399	2,799	2,565
		計	4,943	5,260	4,901	4,826	4,556	3,582	3,428
集 団 回 収 量 (B)			362	321	289	262	226	218	192
総 排 出 量 (C=A+B)			27,088	28,063	26,368	25,793	24,309	22,362	21,166
人 口 (10/1) (D)			55,044	55,087	55,235	55,318	55,256	55,493	55,752
一 日 一 人 当 た り 量	全 国 平 均		1,106	1,086	1,131	1,115	1,089	1,033	994
	山 口 県 平 均		1,169	1,225	1,207	1,174	1,137	1,089	1,083
	下 松 市 (C/D/365 (366))		1,327	1,380	1,308	1,277	1,202	1,104	1,040
	内 訳	家 庭 系	794	832	828	831	791	758	725
		事 業 系	533	547	479	446	411	346	315

②リサイクル率

		H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
総 排 出 量 (C)		27,088	28,063	26,368	25,793	24,309	22,362	21,166
総 資 源 化 量 (E)		4,158	4,593	5,754	5,820	5,866	6,359	5,633
内 訳	直 接 資 源 化 量	1,709	2,107	2,228	2,229	2,288	2,040	1,799
	焼 却 灰セメント原料化	1,255	1,261	1,196	1,183	1,081	1,027	979
	余 熱 利 用 発 電	-	-	1,084	1,215	1,354	1,243	912
	選 別 後 資 源 量	832	904	957	931	917	1,831	1,751
	集 団 回 収 量	362	321	289	262	226	218	192
下松市リサイクル率 (E/C %)		15.3	16.4	21.8	22.6	24.1	28.4	26.6
山口県平均リサイクル率 (%)		21.7	22.3	27.3	28.5	28.1	28.3	28.4
全国平均リサイクル率 (%)		16.8	17.6	19.0	19.6	20.3	20.3	20.5

(一般廃棄物処理実態調査 単位：トン)

H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1 (H31)	R2
20,735	21,413	21,476	22,187	22,022	21,855	21,326	21,265	21,240	21,822	21,753
15,518	16,080	16,321	16,837	16,886	16,905	16,430	16,460	16,347	17,011	16,832
1,787	1,753	1,637	1,669	1,598	1,453	1,387	1,343	1,330	1,303	1,290
17,305	17,833	17,958	18,506	18,484	18,358	17,817	17,803	17,677	18,314	18,122
918	1,040	1,075	1,056	998	997	1,019	1,036	1,066	927	908
2,512	2,540	2,443	2,625	2,540	2,500	2,490	2,426	2,497	2,581	2,723
3,430	3,580	3,518	3,681	3,538	3,497	3,509	3,462	3,563	3,508	3,631
236	237	215	210	157	169	158	151	165	144	100
20,971	21,650	21,691	22,397	22,179	22,024	21,484	21,416	21,405	21,966	21,853
55,824	56,045	56,241	56,292	56,309	56,492	56,554	57,215	57,230	57,314	57,342
976	976	964	958	947	939	925	920	918	918	未集計
1,242	1,047	1,036	1,051	1,025	1,017	994	986	987	991	未集計
1,029	1,055	1,057	1,089	1,079	1,068	1,041	1,025	1,025	1,050	1,044
720	729	715	730	716	707	675	666	670	690	695
309	326	342	359	363	361	365	360	355	360	349

(一般廃棄物処理実態調査 単位：トン)

H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1 (H31)	R2
20,971	21,650	21,691	22,397	22,179	22,024	21,484	21,416	21,405	21,965	21,853
5,669	5,790	5,880	6,401	5,977	5,919	5,630	5,666	5,711	5,937	5,988
1,787	1,753	1,637	1,669	1,598	1,453	1,387	1,343	1,330	1,303	1,290
978	1,012	1,089	1,313	1,229	1,168	1,124	1,115	1,057	1,069	1,071
736	798	886	1,061	959	1,000	828	918	981	1,154	1,126
1,932	1,990	2,053	2,148	2,034	2,129	2,133	2,139	2,178	2,267	2,401
236	237	215	210	157	169	158	151	165	144	100
27.0	26.7	27.1	28.6	26.9	26.9	26.2	26.5	26.7	27.0	27.4
37.1	27.9	28.1	29.5	30.7	29.5	30.9	30.8	30.6	32.7	未集計
20.8	20.6	20.5	20.6	20.6	20.3	20.3	20.2	19.9	19.6	未集計

③最終処分量

		H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
後畑不燃物 最終処分場	直 接 埋 立	3,765	4,007	3,568	3,486	3,157	783	863
	処 理 残 渣	285	268	288	315	374	962	812
	計	4,050	4,275	3,856	3,801	3,531	1,745	1,675
恋路クリーンセンター焼却残渣		385	442	418	416	393	405	406
合 計		4,435	4,717	4,274	4,217	3,924	2,150	2,081

④処理経費

			H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
歳 出	収 集 経 費	人 件 費	253,943	257,279	259,315	251,953	247,100	201,435	153,485
		収集運搬費・消費の経費	18,497	22,054	17,806	19,446	22,216	17,959	16,790
		委 託 料	42,060	39,509	43,480	50,931	112,467	136,087	157,712
		家庭ごみ収集業務	-	-	-	-	-	27,483	58,691
		中 継 運 搬 ほ か	42,060	39,509	43,480	45,344	50,527	62,407	69,570
		指定ごみ袋製作等	-	-	-	5,587	61,940	46,197	29,451
		車 両 ・ 備 品 購 入 費	8,085	24	12,128	2,330	10,906	17	0
		計	322,585	318,866	332,729	324,660	392,689	355,498	327,987
	処 分 経 費	周南地区衛生施設組合負担金	583,254	581,127	548,717	563,504	562,719	562,740	473,694
		周南東部環境施設組合負担金	134,466	122,841	268,961	237,193	381,066	223,288	197,667
		計	717,720	703,968	817,678	800,697	943,785	786,028	671,361
	合 計		1,040,305	1,022,834	1,150,407	1,125,357	1,336,474	1,141,526	999,348
歳 入	ごみ処理手数料・指定ごみ袋売払収入		116	148	116	202	51,104	49,926	48,609
	物品売払・有料広告料・組合精算金・県補助金		0	0	0	0	0	105,406	0
	資 源 再 利 用		1,213	2,856	2,987	2,984	5,893	11,018	3,138
	合 計		1,329	3,004	3,103	3,186	56,997	166,350	51,747

(一般廃棄物処理実態調査 単位：トン)

H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1 (H31)	R2
918	1,040	1,075	1,056	998	997	1,019	1,036	1,065	927	908
578	547	387	471	500	365	353	284	291	289	293
1,496	1,587	1,462	1,527	1,498	1,362	1,372	1,320	1,356	1,216	1,201
379	428	400	304	350	451	393	428	445	469	466
1,875	2,015	1,862	1,831	1,848	1,813	1,765	1,748	1,801	1,685	1,667

(単位：千円)

H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1 (H31)	R2
126,618	111,163	112,173	96,367	107,346	98,410	98,922	96,459	72,441	74,399	67,106
16,999	12,016	13,644	16,988	19,788	8,359	8,096	10,072	7,822	6,736	8,880
177,140	174,880	186,727	193,754	216,338	241,579	239,058	244,064	281,442	291,088	298,195
85,364	85,431	92,124	92,235	104,811	129,830	128,958	131,079	168,618	176,013	181,689
62,559	62,205	62,432	61,442	67,598	71,353	71,040	72,636	74,332	78,069	82,047
29,217	27,244	32,171	40,077	43,929	40,396	39,060	40,349	38,492	37,006	34,459
73	3,082	174	5,219	72	0	38	26	8	15	12
320,830	301,141	312,718	312,328	343,544	348,348	346,114	350,621	361,713	372,238	374,193
414,389	344,139	336,828	309,215	236,627	193,015	217,213	248,462	274,735	293,326	339,985
177,387	175,755	220,848	238,557	278,448	269,034	266,321	273,840	275,590	300,887	295,024
591,776	519,894	557,676	547,772	515,075	462,049	483,534	522,302	550,325	594,213	635,009
912,606	821,035	870,394	860,100	858,619	810,397	829,648	872,923	912,038	966,451	1,009,202
48,772	49,633	49,075	50,285	50,729	49,197	50,002	52,417	52,667	53,208	53,356
5,640	24,494	0	6,298	0	2,181	0	0	873	0	0
4,747	7,681	7,144	4,647	5,369	6,171	5,650	5,460	5,416	5,097	2,652
59,159	81,808	56,219	61,230	56,098	57,549	55,652	57,877	58,956	58,305	56,008

8 廃棄物行政の歴史

年 月	事 柄
昭和21年 9月	大八車により、市街地のごみ収集を市直営（2人）で開始
32年 4月	市清掃条例施行
11月	下松市環境衛生推進協議会発足
37年 3月	市御屋敷山焼却場（現御屋敷山不燃物中継基地）が完成
〃	新川埋立地完成により鶴ヶ浜に不燃ごみの埋立を開始（47年まで）
40年 1月	収集方式を各戸収集からステーション方式に変更
11月	ごみ量の急増のため焼却場を1日8時間稼働から12時間稼働にし、2交代勤務体制にする
42年 3月	ごみ量の急増のため鶴ヶ浜不燃ごみ埋立地へ可燃ごみの埋立をする（47年まで）
44年 1月	市清掃条例全部改正
45年 1月	周南地区衛生施設組合設立（下松市・徳山市・光市）
47年 1月	御屋敷山に不燃ごみの埋立を開始
9月	可燃系ごみの市指定ごみ袋によるごみ収集を開始
48年10月	周南地区衛生施設組合焼却処理施設「下松清掃工場」（西市沖）試運転開始
〃	市御屋敷山焼却場を廃止
49年 3月	米川・笠戸島・久保地区の一部を加え、市全域を収集区域とする
4月	周南地区衛生施設組合焼却処理施設「下松清掃工場」稼働開始
50年 2月	暫定的に不燃ごみを大和町へ搬入
6月	旧御屋敷山焼却場を不燃物中継基地に改修
51年11月	準用財政再建団体指定に伴い、市指定ごみ袋の無料配布を廃止
54年 2月	電源立地交付金により、東海岸通り不燃物中継基地を建設
6月	周南東部環境施設組合設立（下松市・光市・大和町）
56年 4月	周南地区衛生施設組合に大和町が加入
58年 6月	周南東部環境施設組合「後畑不燃物埋立処理場」供用開始
62年 9月	御屋敷山不燃物中継基地改築
平成 2年 2月	資源ごみ回収報奨金制度制定
〃	牛乳パック回収開始
4年 6月	下松市廃棄物対策推進会議設置
5年 8月	大型ごみの回収開始
〃	一部地区（下松・末武）で資源回収を開始
9月	クリーンアップ推進員設置
6年 4月	市全域（指定箇所）で資源回収（可燃系資源、びん類、金属類（かん類を含む））を開始
7年10月	周南地区衛生施設組合焼却処理施設「恋路クリーンセンター」稼働開始

年 月	事 柄
平成 8年 4月	市内全ステーションで資源回収を開始
10月	家庭ごみカレンダーを作成し全世帯に配布
9年 3月	一般廃棄物(ごみ)処理基本計画(平成9～23年度)策定
4月	新制度によるクリーンアップ推進員(廃棄物減量対策推進員)設置
9月	市廃棄物処理条例全部改正(平成10年4月1日施行)
12月	下松市空き缶等のポイ捨て禁止条例の制定(平成10年4月1日施行)
10年 4月	市指定ごみ袋の直営販売を廃止し、認定申請による販売に改正
11月	下松市廃棄物減量等推進審議会設置
11年 4月	家電4品目(テレビ、冷蔵庫、エアコン、洗濯機)のマニフェスト(管理票)制度施行(平成13年3月終了)
13年 4月	ペットボトルの分別収集を開始
〃	笠戸島・米川地区の埋立ごみ週1回収集開始
〃	家電リサイクル法施行
14年 4月	恋路クリーンセンターの焼却灰をセメント原料として資源化
6月	東海岸通り不燃物中継基地の大型不燃ごみ仮置き場舗装
15年 4月	袋ごみ(可燃系ごみ)の週1回収集区域であった来巻・切山及び米川地区を、一部を残し他区域と同じ週2回の収集開始
10月	パソコンの製造メーカーによる自主回収開始
16年 4月	資源物の所有権が市に帰属することを条例で規定
9月	10月から開始の家庭ごみカレンダーを4月から開始に変更
17年 4月	小型家電品の分別収集を開始
19年 4月	可燃系ごみの市指定ごみ袋を紙製からポリエチレン製に変更
〃	市指定ごみ袋の指定小売店制度の導入
10月	分別を8区分から12区分に変更し、プラ容器包装、その他プラ、有害ごみの分別収集を開始
〃	不燃系の市指定ごみ袋4種類を指定
〃	可燃系資源の収集運搬業務を民間業者に委託
20年 3月	一般廃棄物(ごみ)処理基本計画見直し
4月	周南東部環境施設組合リサイクルセンター「えこぱーく」稼働開始
〃	家庭ごみ収集運搬業務8コースのうち2コースを民間業者に委託
21年 4月	家庭ごみ収集運搬業務4コースを民間業者に委託(2コース追加)
〃	小型家電品の収集運搬業務を民間業者に委託
〃	山口県容器包装削減推進協議会によるレジ袋の無料配布中止活動開始
10月	乾電池の公民館等での拠点回収開始
22年 4月	家庭ごみ収集運搬業務6コースを民間業者に委託(2コース追加)
〃	クリーンアップ推進員制度全部改正(報酬を無給とする)

年 月	事 柄
平成24年 3月	一般廃棄物(ごみ)処理基本計画(平成24～33年度)策定
25年 6月	恋路クリーンセンター基幹的設備改良工事着工
11月	家庭用パソコンの窓口回収を開始(平成26年8月まで)
27年 4月	家庭ごみ収集運搬業務7コースを民間業者に委託(1コース追加)
6月	スマートフォン等用「ごみ分別アプリ」を導入
9月	家庭ごみステーション台帳の一元化整備を開始
29年 3月	恋路クリーンセンター基幹的設備改良工事完工
〃	一般廃棄物(ごみ)処理基本計画見直し
〃	災害時におけるし尿等の収集運搬の協力に関する協定書を締結(下松市・周南設備工業(株)・巡快サービス興業(有)・(株)周陽インダストリア)
29年 7月	洗っても簡単に汚れが取れないプラスチック製容器包装の出し方を燃やす袋ごみに変更
8月	「都市鉱山からつくる!みんなのメダルプロジェクト」(東京2020組織委員会主催)に参加し、家庭で不要になったパソコンの窓口回収を開始
30年 4月	下松市家庭ごみ収集運搬業務の市内全コース(9コース)を民間業者へ委託し、下松市清掃センターを廃棄物対策係へ統合
7月	西日本豪雨災害発生
令和元年 8月	親子リサイクル教室開始
2年 8月	英語版ごみの分別につかえるアプリの配信開始
3年 3月	災害廃棄物の収集運搬等の協力に関する協定書を締結(家庭ごみ等収集運搬業者8社)
3年 4月	下松市家庭用生ごみ処理機等購入費補助金制度開始
4年 3月	一般廃棄物(ごみ)処理基本計画見直し



下松市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画

下松市生活環境部環境推進課
〒744-8585 下松市大手町3丁目3番3号
TEL 0833-45-1829 FAX 0833-45-1777